令和８年第３回葛城市議会定例会会議録（第４日目）

１．開会及び閉会　　令和８年９月１８日　午前１０時００分　開会
　　午後　６時１７分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　議会議場

３．出席議員13名

１番	福本善之	２番	木村　公
３番	鷭本義明	４番	速水一生
５番	西川善浩	６番	杉本訓規
７番	梨本洪珪	８番	吉村　始
９番	奥本佳史	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	藤井本　浩		

欠席議員０名

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東　錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	林本裕明
総務部長	吉田和裕	財務部長	堀川雅樹
市民生活部長	葛本章子	都市整備部長	倉田主税
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	山岡邦啓
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	奥田雅彦		

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西川勝也	書記	吉村浩尚
書記	神橋秀幸	書記	関元　瞳
書記	西邨さくら		

６．会議録署名議員　　２番　木村　公　　３番　鷭本義明

７．議事日程

日程第１　認第　１　号　令和７年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第２　認第　２　号　令和７年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第３　認第　３　号　令和７年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

日程第４　認第　４　号　令和７年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
日程第５　認第　５　号　令和７年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
日程第６　認第　６　号　令和７年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
日程第７　認第　７　号　令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第８　認第　８　号　令和７年度葛城市水道事業会計決算の認定について
日程第９　認第　９　号　令和７年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
日程第10　議第５６号　市道の変更について
日程第11　議第５７号　葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについて
日程第12　議第５８号　葛城市行政手続条例の一部を改正することについて
日程第13　議第６０号　葛城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについて
日程第14　議第６１号　葛城市税条例の一部を改正することについて
日程第15　議第６５号　財産の取得について（避難所資機材）
日程第16　議第５９号　葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
日程第17　議第６２号　葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて
日程第18　議第６３号　財産の取得について（書庫用集密書架等）
日程第19　議第６４号　財産の取得について（庁舎事務室用什器等）
日程第20　議第６６号　令和８年度葛城市一般会計補正予算（第２号）の議決について
日程第21　議第６７号　令和８年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第１号）の議決について
日程第22　議第６８号　令和８年度葛城市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について
日程第23　議第６９号　令和８年度葛城市一般会計補正予算（第３号）の議決について
日程第24　発議第２号　物資集積拠点に関する調査特別委員会への１００条調査権付与に関する決議について
日程第25　発議第３号　物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議について
日程第26　各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
追加日程第１　発議第４号　議第５７号葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯決議について
追加日程第２　議第６９号　令和８年度葛城市一般会計補正予算（第３号）の議決について

開　会　午前１０時００分

増田議長　ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回葛城市議会定例会第４日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りをいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定をいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より一般会計補正予算（第３号）が追加議案として提出されました。また、物資集積拠点に関する調査特別委員会から、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議及び物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議の２議案が提出をされておりますので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と併せて、これからの取扱いについて９月16日午後０時40分より議会運営委員会を開催していただき、議事日程、審査方法についてご協議をいただいておりますので、議会運営委員長よりご報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長　皆様、おはようございます。それでは、ただいま議長の許可を得まして、議第69号、一般会計補正予算が市長より追加議案として提出されたこと、また、物資集積拠点に関する調査特別委員会より、発議第２号の物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議及び発議第３号の物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議についての２議案が委員会提出議案として提出されたことを受けまして、その審議方法について、去る９月16日、議会運営委員会を開催し、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と併せて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、公共交通の改善に関する事項、葛城インターチェンジエリアのまちづくりに関する事項、地域防災と受援体制に関する事項、葛城市第三次総合計画等の策定状況に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に関する事項の５項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありました。

また、厚生文教常任委員会からは、保育と教育施設に関する事項、葛城市社会福祉協議会に関する事項、こども・若者家庭センターに属する事項、住環境の改善に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の５項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査を

願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件につきましては閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案につきましては、日程第22までの議案の採決終了後に日程第23、議第69号、令和８年度葛城市一般会計補正予算（第３号）の議決についてを上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、本定例会にて設置されております予算特別委員会へ審査を付託いたします。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に予算特別委員会を開催し、追加議案について審査願います。そして、委員会終了後、本会議を再開し、まず、付託議案の日程追加について諮っていただきます。日程追加後、議第69号議案を上程し、予算特別委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行います。

次に、日程第24、発議第２号の物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議につきましては、物資集積拠点に関する調査特別委員会からの委員会提出議案となっております。上程し、提案説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第25、発議第３号の物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議につきましても、物資集積拠点に関する調査特別委員会からの委員会提出議案となっております。上程し、提案説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

増田議長　議会運営委員長からの報告は以上でございます。

お諮りをいたします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審査等を行うことにいたします。

各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重にご審査いただきますようよろしくお願いを申し上げておきます。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況につきまして各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

８番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長　皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る９月１日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました６議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、９月７日及び９月16日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたし

ます。

初めに、葛城市第三次総合計画等の策定状況についてであります。

理事者からは、第三次総合計画、人口ビジョン、総合戦略の素案について、審議会での審議結果や基本理念、施策目標、６つのリーディングプロジェクト及び2060年に３万6,973人を目標とする次期人口ビジョンの策定方針、今後のスケジュールについての報告がありました。

委員からは、策定体制の中で議会の関与をどう考えているのかという問いがあり、策定体制においては、アンケート等を通じて市民の方の声を聞き、諮問機関である葛城市総合計画及び総合戦略審議会に諮って答申を受けることが肝となる。審議会とは別に、議会にはある程度煮詰まった内容を説明する場を設けるために、現在、正副委員長に相談をさせていただいている。議会からの意見をどのタイミングで反映できるかについては、相談しながら進めていきたいという答弁がありました。

市長からは、日頃から議員の皆様方とは、様々な分野について委員会等を通じて意見交換をさせていただいており、その意見も尊重しながら計画策定に取り組んでいる。総合計画は議決案件に変わっていることもあり、パブリックコメントを実施する前に正副議長に相談をさせていただき、最終案の策定に向けた意見調整をどのような場でできるのか、その手法についても考えていきたい。また、計画の策定に当たっては、諮問機関である審議会で完成をしていただくという考えを持っているという答弁がありました。

また、別の委員からは、人口ビジョンにおいて出生率1.9を目指すとしており、かなり高い目標だと思うが、人口ビジョンと総合計画のひもづけがどのように担保されているのかという問いがあり、人口ビジョンは総合戦略とセットになるため、総合戦略のアクションプランに向けて各課で具体的な内容を現在検討しており、それらの政策によって効果をつくっていきたいと考えているという答弁がありました。

次に、葛城市地域公共交通計画の策定状況についてであります。

理事者より、今年度末の現行計画終了に伴う第２期計画の策定に向け、現行計画の評価アンケートの内容及び今後のスケジュールについて報告がありました。

委員からは、現行計画の数値目標の評価において、利用者数の目標はクリアして全て達成となっているが、高齢者が運転免許証を返上した際に、日常の買物や通院の手段がないという相談をよく受ける。現状として遠いと感じるが、この評価をどう考えているのかという問いがあり、この目標値については達成しているという点では認識はしているが、やはり全部を網羅しているかと言われれば、そうではないと認識している。財源の問題もあるが、できる限りベターになるような次期計画をつくっていきたいという答弁がありました。

次に、（仮称）西の山の辺の道に関する事項についてであります。

理事者より、御所市との協議状況や道の駅かつらぎ観光インフォメーション内のデジタルサイネージへの情報搭載のための業務について、また、11月３日に予定している御所市との合同ウォーキングイベントの開催予定などについての報告がありました。

委員からは、御所市との広域連携を進める中で、（仮称）西の山の辺の道という名称につ

いては、以前の本委員会では使わないほうがいいのではないかという意見が多くあった。デジタルサイネージ等で案内する上でも、御所市としっかり話し合って道の名前をきっちりつけるべきではないかという問いがあり、御所市では既に葛城の道や葛城古道という名称で広く知れ渡っているため、本市においても使用し、共通の名称にするのはどうかと提案したが、御所市からは、御所市のオリジナルの名称であることや、古い文献において葛城古道は御所市内に範囲が限定されているとして、共通化は難しいとの回答だった。そのため、市単独の名称として十数年の実績がある葛城山麓ウォークにちなみ、葛城山麓の道を大きく掲げ、サブタイトルとして西の山の辺の道をつけて周知をしていきたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、葛城山麓の道はよいと思うが、西の山の辺の道というサブタイトルは何かしら足かせになる可能性があるため、外したほうがよいと思うので、もう一度検討してほしいという意見がありました。

次に、耕作放棄地に関する事項についてであります。

理事者より、耕作放棄地が増加傾向にある現状を受け、公害雑草対応の強化や、収益事業としてユズ栽培の可能性を検証するための今年度の実験的導入、国、県補助の活用検討などについて報告がありました。

委員からは、山麓地域の地域計画はどの程度進んでいるのか。また、国の補助金を利用して将来的に事業を行うに当たり、実験段階の先にある令和９年以降の担い手をどう考えているのかという問いがあり、地域計画の策定状況については、令和６年度に南藤井で策定し、令和７年度には、山口、平岡、梅室の３地区で策定、令和８年度に入ってからは寺口地区の策定が終わり、更に笛吹地区でも協議の場を開催して、現在案の公告、縦覧を行っているところである。また、担い手に関しては、補助金の活用や財政的負担の実現可能性を考慮しつつ、公社や第三セクター、担い手の誘致など様々なパターンが考えられるため、どのような形であれば目的地にたどり着けるのか、現在検討を重ねているという答弁がありました。

また、この答弁を受け、別の委員から、担い手として奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校、いわゆるＮＡＦＩＣとの連携は考えているのかという問いがあり、担い手としてＮＡＦＩＣの活用はもちろんあり得る選択肢であり、ユズの産地という土台があることで呼び込みもしやすいため、果樹栽培をしたいという気持ちのある卒業生がいるかどうかも検討の中に含めていきたいという答弁がありました。

次に、受援施設に関する事項についてであります。

視察で得た新たな知見を基に、今後、委員会等を通じて市への提案などに生かしていく方針を委員会として確認いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされて、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長　次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長　皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告を

いたします。

去る９月１日、本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました２議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、９月８日午前９時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、調査の概要をご報告いたします。

初めに、こども・若者家庭センターに属する事項についてであります。

理事者からは、前回までの議論を受け、改善された点、また、こども・若者家庭センターでの業務内容やその業務に対する人員配置等について報告がありました。

委員からは、前回までのデータからは、療育機関につなげている状況が減っていたように思うが、今回、こども・若者家庭センターになり、療育機関につなげるケースについてどのように考えているかとの問いがあり、これまでご指摘をいただいた内容は、当然、担当職員にも伝えており、より具体的に保護者の方に説明するという形で話を進めている。必要な方を必要なサービスにつなげるということは当然のことであるので、その方向で担当職員にも話をしているとの答弁がございました。

また、委員からは、センターの中での保健師の役割についてどのように考えているか。また、心理士と保健師、保育士、幼稚園教諭との間で密な連携を図られているのか。心理士に遠慮しているということになっていないかとの問いがあり、保健師の役割についてはとても大きいものであるという実感を持っている。妊娠期から関わっておられる保健師の情報量はとても多く、その情報を就学のところまでつなげていくことは、こども・若者家庭センターに移行してやりやすくなった。心理士以外の職種が発言しにくい状況にないかという指摘については配慮しているところで、もし、そのような話があるのであれば、これからも気をつけていかなければならないと考えているとの答弁がございました。

次に、保育と教育施設に関する事項についてであります。

理事者からは、まず１点目として、令和９年４月の保育施設の入所申込みの受付について報告がありました。

委員からは、他市からの入所や他市での入所について、現状で問題点などは出ていないのかとの問いがあり、認可保育所等の広域入所受託については、第一原則として、葛城市の住民のお子様を最優先させていただいているが、その上で、保護者の就労や環境や通勤、動線などを考慮し、地域間の相互協調の観点から、可能な限り対応に努めている。令和８年８月１日現在では、他市から葛城市への受託は58名、葛城市から他市へはほぼ同数の59名を委託している。具体的な可否の判断については、単に施設の定員に空きがあるか否かだけではなく、該当年齢における市内児童の待機の状況や入所の状況を鑑みた上で、保育士の配置基準が確保できているかどうかが最低条件となっている。その上で、合理的な理由を勘案した上で受託または委託をしているとの答弁がありました。

次に、２点目として、理事者から、忍海小学校区学童保育所施設整備工事の進捗状況について報告がありました。

委員からは、工事中の門の開閉についてはどのようになっているのかとの問いがあり、夏

休みの期間中については、学校で開放されていると聞いている。普段の校門については、児童、園児の登校前と下校後は、児童、園児が円滑に通行できるように開放されると聞いている。開閉や施錠については、それぞれ学校、幼稚園が行っており、学童保育所工事に係る工事車両の出入りについては、誘導員が開閉、施錠を行っているとの答弁がありました。

次に、３点目として、理事者から、学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供の実証実験に関するアンケート結果等についての報告がございました。

委員からは、好評であったと思うが、本格導入に向けての判断は誰が下すのかとの問いがあり、市長から、前向きに検討したいと思っているが、担当課の判断を優先したい。一番懸念するところとして指摘したのは、継続性の問題で業者がやめてしまうということが一番大きな問題と考えている。その点をどのようにクリアできるかが検討の一番大きなところと感じている。まずは担当課で検討し、最終的な判断はさせていただきたいとの答弁がありました。

次に、部活動の地域展開に関する事項についてであります。

理事者からは、部活動の地域展開における地域クラブの活動状況について報告がございました。

委員からは、相撲の入部者がいないが、学校などで何かＰＲはされているのかとの問いがあり、呼びかけと掲示板でＰＲをさせていただいているが、現在のところ、希望者がいないという状況であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、葛城市は相撲を推しているので、もう少し何かアピールをしていってもらえるよう頑張っていただきたいとの要望がございました。

次に、学校給食に関する事項についてであります。

理事者からは、中学校給食のパン納入業者において、ほかの自治体で発生した異物混入事案に関して、納品の再開とその経緯についての報告がありました。

委員からは、契約書等に事案発生時の対応や清掃のことについての記載はないのかとの問いがあり、契約書の内容については、学校給食会と自治体とで契約するという内容になっており、当該指定業者と学校給食会が別に契約をされているという状況である。何かトラブルがあった際の報告については、その契約書の中で直ちに行うという記載があるとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、契約違反に当たるのではないかとの問いがあり、清掃等についての細かな規定までは記載されていないが、毎年、学校給食会が現地に赴いて適正に使用するという形は以前からもとられており、その対応がどこまで十分であったかというところが今回の大きな課題と考えているとの答弁がありました。

また、この答弁を受け、委員からは、今後、同様の事象ができるだけ出ないように、あるいは出ても、初動態勢を素早くするために県の学校給食会に頑張ってもらわなければいけない。葛城市から県のほうに強く申出していただき、子どもたちの食の安全を確保していっていただきたいとの要望がございました。

次に、ワールドマスターズゲームズに関する事項についてであります。

理事者からは、令和９年５月に開催されるワールドマスターズゲームズ2027関西についての取組と進捗状況について報告がありました。

委員からは、人数的なチーム数の規模はどのくらいを想定しているのか。また、大会のＰＲなどがあまり行われていないように思うが、現在どのような状況かとの問いがあり、想定では、一般の部で24チーム、チャンピオンの部で24チームの、計48チームの募集を予定しており、選手だけで200名以上を想定している。全国的なＰＲはスポーツ庁を通じてお任せしており、県でもこの秋以降に全体的なＰＲの予算を準備されており、今後、秋以降にいろいろな場面で見ていただく機会が増えるのではないかと考えているとの答弁がありました。

続いて、国民スポーツ大会に関する事項についてであります。

理事者からは、国民スポーツ大会準備室の現在の状況と開催までのスケジュールについての報告がありました。

委員からは、受援計画にのっとったような大きな改修を考えていただきたいが、これからの施設整備についてどのように考えているのかとの問いがあり、駐車場の整備や施設の改修、トイレの改修や新設も含めて、全国からいろんな方が来られるため、葛城市のすばらしいところをアピールできるよう改修を行っていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員からは、会場の人員配置について、もし、足りない場合は、県からの人員の確保をしていただけるのかという問いがあり、市長から、対応する人数が不足する部分についての応援をしていただけるのか確認した上でお受けし、県と周辺の市町村の応援をいただくよう段取りをすると約束をいただいている。これから５年あるため、いろんな準備の中で不足する部分や新たに付け加えたい部分が出てくると思うが、計画を綿密に立てながら進めていきたいとの答弁がございました。

次に、大字葛木地内における漏水事故に関する事項についてであります。

理事者からは、８月17日に発生いたしました大字葛木地内における漏水事故について、おわびと報告がありました。

委員からは、今後の対策についてどのように考えているのかとの問いがあり、工事自体については、事前に修繕材料を準備して作業を開始する。また、修繕材料がない場合には、近隣自治体から取り寄せておくことで早急に修繕工事を行える態勢を整えておきたい。市民への周知については、断水等が広範囲になる場合も想定し、範囲に応じて事前に大字区長に伝えておくことや、場合によっては、大字での放送を事前に依頼しておくこと。また、断水範囲を特定できない場合に備え、防災行政無線や市ホームページ、ＳＮＳで周知できる準備をしておくという体制を整えていくとの答弁がありました。

また、別の委員からは、本来丈夫であるはずの管がさびに至った原因は、また、今後どういう形で把握を進めていくのかとの問いがあり、さびの原因としては、経年劣化や電食、地盤中の土質によるものと考えられる。今後、布設年次が不明である古い鋳鉄管においても更新の必要性があると認識をしている。埋設年次不明の中で優先順位としては、まずは電気を拾うようなところは更新の対象にしていかなければならない。今後は、鋳鉄管であっても更新の計画に入れていく必要があるということで検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、住環境の改善に関する事項についてであります。

まず１点目として、理事者からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律に関する国の動向及び市の取組について報告がありました。

委員からは、法改正について、全ての事業者に対して理解の確認はとれているのかとの問いがあり、市で把握している金属スクラップ類を取り扱っている業者で、可能性の高いところは行かせていただいているとの答弁がございました。

次に、２点目として、７月17日に委員全員で行ったおひさま堆肥場の攪拌作業日の現地視察に関連して、各委員から理事者に対して確認等を行いました。

委員からは、屋外でやる以上、臭いを封じ込めることは不可能であると思うが、費用対効果も含めて、事業に対してどう考えているのか。また、レッドゾーンに指定されていると聞いているが、危険性はないのかとの問いがあり、施設の特質上、どうしても課題としては残るが、会員も堆肥の利用者も年々増加しており、環境に対する意識の向上にもつながっているため、できる限りの対策を講じながら続けていきたいと考えている。レッドゾーンについては、土砂災害が起こる可能性が高いところであり、特に大雨が降る際には緊急に避難をしなければならない地域に指定されている。施設には会計年度任用職員がほぼ２名体制で常駐をしており、大雨の予報が出るようであれば、堆肥場の運営をストップするといった対策を取ろうと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、レッドゾーンと公共施設についての考え方はとの問いがあり、副市長から、綿密に再度法律の部分も含め、場所の特定をして、後刻、報告をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、別の委員からは、市長のやりたい事業のうちの１つであると思うが、この事業に対する考えはとの問いがあり、市長から、レッドゾーンの話もあったので、一旦整理をさせていただきたいと考えている。臭いについては、技術的な解決ができるのか、分解速度など、その辺りの可能性も追求しながら研究させていただきたい。非常に意味のある、価値の高い事業であり、市民から立ち上がった事業であるということが非常に大きな意味を持っている。ぜひそれを伸ばしてあげたい。将来につなげてあげたいという思いの中で取り組んでいきたいとの答弁がございました。

最後に、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてであります。

理事者からは、令和８年度の福祉総合ステーションの施設利用者数及び事業収入等の状況と、令和元年度と令和７年度の指定管理料についての報告がありました。

委員からは、努力の結果が出てきていると思うが、数字が上がってきた要因は。また、人件費や物価高騰等の社会情勢を踏まえ、値上げなどは考えていないのかとの問いがあり、令和７年度からの取組としては、例えば食堂の呼出し番号システムの導入や、山麓線沿いへの横断幕の設置、立て看板の更新、福祉総合ステーションの空きスペースを利用した漫画鑑賞スペースやカフェスペースの設置等々、市から派遣した職員と共に施設職員が努力された結果であると考えている。ただ、社会福祉施設であるため、どこまで利用料金を伸ばすかということについては、市と指定管理者、市民が利用しやすい状況などを検討し、理事者にも相

談しながら進めていきたいとの答弁がございました。

以上でありますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、また、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

増田議長　次に、会期中に開催をされました物資集積拠点に関する調査特別委員会について、委員長より報告を願います。

８番、吉村始議員。

吉村物資集積拠点に関する調査特別委員長　議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました、物資集積拠点に関する調査特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、９月９日午後２時から開催し、調査、審査事項である４つの事項についての調査、審査や今後の委員会運営についての協議等を行いました。

委員会当日は、初めに本委員会の調査、審査事項である物資集積拠点の取得経緯に関する事項、物資集積拠点の取得方法に関する事項、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項の３つを議題とし、これまでの調査を踏まえながら、新たに説明員として出席いただいた前企画部長等への質疑を行いました。

委員からは、債務負担行為に関して必要性を認識している職員がいたのに、なぜ副市長や市長まで伝達されなかったのか。どこで、なぜ連絡が止まったのかという問いがあり、昨年７月の時点で財政課と奈良県のメールのやり取りは知らず、当時の財務部長と債務負担行為について、企画政策課長と３者で共有したという事実はなかった。債務負担行為について、法律的な話としてではなく、実務提要を企画政策課長から見せてもらい、話を聞いていたということを、この委員会でメールの話が出た後に企画政策課長に確認して、そういう話があったんだなというところである。その時点では、まだ市から先行取得依頼が出ていないタイミングで手続も進んでおらず、債務負担行為が必要だという認識はなかった。また、債務負担行為は市側の担当課が補正予算等で要求するもので、公社の所管部署がどうこうするものではないので、７月以降、12月議会まで、債務負担行為の手続自体の認識が全くない状態で進んでいたという答弁がありました。

また、別の委員からは、理事会の際に複数の理事から施設購入に対して問題があるという指摘があったにもかかわらず、ほとんど回答がないまま、全会一致で購入となった経緯はという問いがあり、法令の遵法性については、鑑定業者の結果で値引きがなされたことや、県への担当者の確認で問題ないとの見解であったこと。アスベストについても、レベル３で通常使う分には問題ないとの認識であったため、倉庫のようなイメージで買い取って使用するのかなというイメージもあったこともあり、反対は出なかったという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、７月の先行取得依頼の前に債務負担行為の必要性の情報があったと思うが、なぜ上に届けていく必要性を感じなかったのかという問いがあり、具体的な作業がまだ進んでおらず、必要になったら、財政課や生活安全課と一緒に説明に行くように言われるだろうという認識であった。必要なことなら一緒に説明に行こうというところまでの認識はなかったのが事実で、もう少し法令等を見ておいたらこんな話になっていなかったの

ではないかと今さらながら思っているという答弁がありました。

また、債務負担行為が必要であるという情報を得ていながら、なぜ市長や副市長に上がらなかったのか。また、この件に関する責任者としての市長、副市長の考えはという問いがあり、副市長から、内部統制の不備であり、ご迷惑をおかけしたことをおわびする。今後このようなことがないように徹底したいという答弁があり、市長からは、緊急防災・減災事業債の期限を前提に、非常に時間がない中でのことだったのかなと感想を持っている。内部的にもこういうことが起こってはいけないことなので、副市長に対し調査をするようにという話をしており、確認をしたい。最終責任は市長にあると考えており、責任のとり方は結末によって変わってくると考えているという答弁がございました。

また、受援施設の大きさや位置、中身について、なぜ事前に議会に対して十分な説明がなかったのか。今後このようなことのないようにどう考えているのかという問いがあり、副市長からは、過去の経緯以降、議会への報告を意識していたが、当時の正副議長や所管の正副委員長にお伝えしたことの内容の度合いに対する認識が不適切で、もっと丁寧に説明をしてご理解を求めていけば、こういうことにならなかったと考えている。今後は、重要な案件は正副議長と議会運営委員会正副委員長との打合せの場でお諮りしたいという答弁があり、市長からは、議会の皆様に情報提供をし、ご理解いただくように指示し、事務方はこれまでのルールに従い、議会トップの議長にまず情報提供させていただき、その後、所管の委員長に説明させていただいていると認識している。

理事者サイドとしては、受援施設を土地開発公社で購入するということはお伝えしたつもりで、土地開発公社で購入すれば市に買い戻すという前提の話になると認識しているが、その辺の議会側の理解の仕方との食い違いや、議会の中でどう処理していくかという手順がうまく進まなかった部分もあったのかと考えている。今後は、議会への説明の仕方を考えていく必要があると感じているという答弁がありました。

この答弁を受け、当時、議長に話を持ってこられたが、金額も場所も一切言っておらず、議長として判断できないし、その内容で議会の承認をもらったかのように言うのは通用しないと思うや、施設が本当に必要であれば、ボタンの掛け違いがないように、市長や副市長が自ら議長や委員長に直接説明した上で議会全体に諮るようにすべきであるといった意見がありました。

また、委員からは、これまでの不適切な手続について違法性の認識はあるのか。また、内部の調査はどうなっているのかという問いがあり、市長からは、不適切な手続であったと認識しているが、複数の弁護士に確認したところ、法律上違法と言えるかは微妙なところであると考えているという答弁があり、副市長からは、調査については、現在、財政課に確認し、その結果ももらったという時点でお示しできるようになったら早急にお示ししたいという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、調査結果の資料をこの委員会に提出してほしいという要望があり、委員会としても必要があると判断し、委員長としても理事者に提出を求めました。

ほかの委員からは、既に購入した施設では駄目だという全会一致の決議を出しており、本

市にいち早く受援施設が必要なのであれば、当該施設を早く処理し、新しい施設を考えるべきではないのかという問いがあり、副市長から、売却も含め様々な手法を考えているが、今、もし、葛城市に大きな地震が起こった場合のことを考えると、新しい物資集積拠点ができるまでの間は現在の施設も必要であると考えている。現状としては、いろいろな手法を考えつつ、新しい物資集積拠点を模索しているところであるという答弁がありました。

説明員への質疑終了後は、これまでの調査内容や、複数の委員から出た、より強力な権限を持つ100条調査権を付与すべきという意見、また、市民の方からいただいた、委員会名称の分かりにくさを指摘するご意見等を踏まえ、今後どのように委員会を進めていくのかの方向性等について協議を行いました。

委員からは、現在のままでも、これまで来られてない方を任意で呼び、掘り下げていけると思うし、理事者側の内部調査資料の提出を早々に行ってもらい、内容がどうなっているかというところもあると思うので、次のステップに踏み込む材料がまだ少ないと感じているや、98条の調査では、土地開発公社の理事会の記録など様々な文書等を調べられないため限界があり、債務負担行為に関する問題を明らかにするために100条調査権を付与すべきである。これまで客観的な記録から確認できなかった、誰が、いつ、何を決めて、誰に報告したのかという事実を関係記録や関係者の証言から確定するため、100条の調査権を付与する必要があるなどの意見がありました。

その後、委員から、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議及び物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議を委員会提出議案として議長に提出することを求める動議が提出されました。

物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議につきましては、趣旨説明、質疑の後、賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で委員会提出議案として議長に提出することに決定いたしました。また、物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議につきましては、趣旨説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で委員会提出議案として議長に提出することに決定しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の報告といたします。

増田議長　本定例会中に開催をされました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上でございます。

これより日程に入ります。本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付のとおりでございます。

日程第１、認第１号から日程第９、認第９号までの９議案を一括議題といたします。本９議案は決算特別委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、川村優子議員。

川村決算特別委員長　ただいま議長のお許しを得ましたので、去る９月１日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました認第１号から認第９号までの９議案につきまして、10日、11日、14日の３日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び

結果についてご報告いたします。

初めに、認第１号、令和７年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の総務費では、文書広報事業でホームページ用サーバー保守委託料の執行額が145万2,000円となっているが、令和７年度のホームページの更新回数と閲覧数は。また、ホームページを見ると、施設の情報が少なかったり、不要な情報があったりなど、見にくい部分があると思うが、その点についてどう考えているかという問いがあり、ホームページの更新は、日々、各課が更新しているが、更新回数まで把握はしていない。また、令和７年度の閲覧数は約200万回で、ホームページは見やすいように都度改修をしてきたつもりだが、デザインや操作性、ナビゲーションの能力といったところを含め、業者や他団体に話を聞いて、検討、研究を行っている段階であるという答弁がありました。

この答弁を受け、更新回数については把握していただきたい。また、大規模な改修を行ってほしいということではなくて、今できる範囲でホームページの内容について分かりやすくなるように取組をやっていただきたいという要望がありました。

次に、公共バス運行事業で8,258万1,100円の執行額となっており、その中で公共バスを無償化しているが、各停留所やパンフレットについては有料表示されており、市民も混乱されている部分もあると思う。この件について市の考えはという問いがあり、無償化については、３月に予算で無償化補助金の議決をいただいてから決定しており、４月の広報に間に合わないので、５月の広報で周知するようにしている。また、毎年ホームページにも掲載している。議決によって無償化の決定をしている関係で、バス停での周知については、数も多く、難しいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、公共バスの無償化をいつまでされるのか分からないが、実際に無料のことを知らない方もおられるので、続けるのであれば、停留所も含めて、市民が混乱されないように一度検討していただきたいという要望がありました。

次に、国際交流、友好自治体交流事業で第14回東アジア地方政府会合に参加した費用として161万円程度が執行されているが、実績はどういったものか。また、その際に本市のアピール等は行ったのかという問いがあり、東アジア地方政府会合へは、市長、企画部長、企画政策課長、人事課の英語が得意な職員の４人で出張しており、単に会議に参加するというだけではなく、開催地フエ市のズオンノー地区というところで現地の相撲を観覧させていただいたり、フエ市のトゥアンホア区に表敬訪問し、交流を行った。

表敬訪問時の会談では、お互いのまちの紹介、意見交換等を行っており、トゥアンホア区の人民委員会の委員長からは、葛城市と文化的な交流を進めたいという申出があったので、市長からは、子どもも中心とした交流を行いたいと回答している。国際交流はきっかけづくりが大事だと思っているので、今後も、地方政府会合等に積極的に参加してきっかけづくりをしていきたいと考えている。また、本市のアピールについては、地方政府会合で各参加団体が発表する場が設けられており、本市の観光についてＰＲ動画を流して市長から説明をしている。加えて、パネルディスカッションもあり、相撲発祥の地、葛城市をテーマに、市長から観光地としての葛城市を発表している。さらに、市の紹介ブースがあり、例えば観

光パンフレットや動画を流したりして市のＰＲをしたという答弁がありました。

次に、市内消費活性化事業のクーポン券発行等事業委託料で約530万円の不用額が出ている理由は。また、クーポン券にはシリアル番号があると思うが、それで市内各地域ごとの利用率は分からないのかという問いがあり、不用額が発生した要因として、予算では利用対象者を３万8,000人で見込んでいたところ、実際の対象者が３万7,787人となり、見込みよりも人数が減少したこと、競争入札により契約差金が発生したこと、クーポン郵送時の割引が大きかったことがある。また、シリアル番号と利用地域のひもづけはできていないので、地域ごとの利用率は不明である。今後は、委託契約の中にその内容も組み込めるか検討、研究したいという答弁がありました。

また、別の委員からは、クーポン券はどういったところで利用されているのかという問いがあり、食料品などを取り扱うスーパーなどのうち、大型店やチェーン店からは、換金額は全体の48.3％、薬などを取り扱う大型のドラッグストアは全体の14.76％で、合計で63.1％が大型店舗での消費となっているという答弁がありました。

この答弁を受け、コロナ禍のときとこの物価高のときとは考え方が異なると思う。コロナ禍のときから市内活性化のためのクーポン券事業をしているが、大型のスーパー等で使用が多くなっているのは日用品の購入だと思うので、どこも物価高であるから、他市で実施されているＶＩＳＡカードなど、いろんなところで幅広く使えるような仕組みをご検討いただきたいという要望がありました。

次に、民生費では、敬老事業、扶助費、敬老年金について、支給対象者数と支給率は、また、施設入所者等で対象外となっている方の人数はという問いがあり、令和７年度の支給対象者数は1,566名で、受給されていない方が３名おり、うち１名が居所不明、残りの２名は受給を辞退されている。また、介護老人福祉施設入所者で対象外となっている方は約200名おられるとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、持続可能な財政運営に向けた制度設計の内部での検討状況はという問いがあり、支給月額の減額や支給年齢の引上げなどのシミュレーションは行っており、財政的な問題もあるため、財政担当課とも検討を行っている。また、３月議会での意見を受け、少数であるが、市民の方にアンケートを実施した。ほぼ全員が、今後も支給を必要とするとの回答であり、今後も、市民の声と財政状況を考えながら検討を続けていきたいという答弁がありました。

また、別の委員から、こども・若者育成支援事業、ＡＩ相談システム保守委託料について、どのような相談が来て、どう解決につながったのかという問いがあり、内容の大半は日常会話であるが、日常会話を続けている中で具体的な相談に入ってくるケース等もあり、日常会話を適切に対応していくことで本音の相談につなげていくことができており、特に匿名の相談であるため、ほかで相談できない内容についても対応ができていると考えている。事業を開始して４年になるが、現場の声としては、学校の先生に相談に来る子どもたちも増えてきていると聞いており、ＳＮＳ相談の中で相談の練習をした上で、近くの大人に自分から声をかける状況ができつつあると感じているとの答弁がありました。

次に、衛生費では、予防接種事業、高齢者帯状疱疹予防接種委託料について増額となった理由はという問いがあり、予算においては接種率を約15％で想定していたが、想定の倍ほど、31.7％となった。初年度ということで製薬会社からの情報等を基に予算を組んでいたが、テレビＣＭや各医療機関でのポスター掲示などもあり、ニーズが大きく、接種率は高くなったと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、50歳以上から発症率が高まるということもあり、これだけの需要に対し、接種開始年齢や５年ごとの接種についてどのように考えているかという問いがあり、本市では、原則として定期接種化されたものについて取り組んでおり、定期予防接種では65歳と決められている。定期接種は、疾病の重篤性、感染力、安全性、費用対効果などを国の審査会においても科学的に評価した上で定められており、今後の国における審議の内容等を注視しながら取り組んでいきたいという答弁がありました。

次に、農林商工費では、有害鳥獣駆除事業について、鳥類、獣類の捕獲をしている種類及び捕獲数は、また、不用額が生じているが、捕獲数の減少が理由なのか、出動人数の減少が理由なのか、原因は何かという問いがありました。

捕獲頭数は、鳥類が令和６年度で２羽、令和７年度で７羽、獣類が令和６年度は22頭、令和７年度は47頭といずれも増加している。出動した延べ人数も、鳥類が令和７年度、19人、獣類が118人と、捕獲頭数、出動人員ともに増えている。また、不用額の発生した理由は、本事業については年度ごとに実績にばらつきが多いため、余裕を持って予算計上していることと、年度末まで交付が続く事業であるため、減額補正がかなわなかったことによるものであるという答弁がありました。

また、この答弁を受け、今後も、鳥類、獣類の捕獲頭数は増えていく見通しなのかという問いがあり、捕獲頭数は見通しとしてほかの駆除事業も合わせ見て、大きな変動がない部分はあるが、猟友会の体制なども含め、推移していくものと考えているという答弁がありました。

次に、大阪・関西万博が開催され、本市もイベントに参加されたが、この万博を受けて市にもたらしたつながりは、また、その効果はという問いがあり、大阪・関西万博の相撲ＥＸＰＯ2025に参加し、非常に好評であったことから、そこで相撲にゆかりのある団体とつながりができた。令和８年度には、世界をつなぐ相撲推進協議会を設立した。地域振興、国際交流、競技人口増加等に向けた事業展開を目的に、相撲文化について国内外ともに情報を発信してプロモーションを行う。そのための動きをしている。そしてまた、相撲ＥＸＰＯ2025に参加したことに加え、ＳＮＳや多言語のプロモーション動画等、様々な面からＰＲ効果により、特定の事業成果と直接的なひもづけは困難であるものの、相撲館の入館者数やインバウンドの人数が増加している。また、海外旅行者からのツアーに関する相談やフランスの相撲団体からの交流オファーなど、数年前にはなかったアプローチを受けるようになっているという答弁がありました。

次に、土木費では、しあわせの森公園の芝桜について、初年度から生育が悪くなっているエリアがあると見受けられるが、傾斜地という土壌が適地適作と言えるのか。専門家に相談

し、研究すべきではないか。これからの総合計画に芝桜で進めていくのか不安があるため、このまま継続するのか、別のものにするのか、どのように考えているのかという問いがあり、芝桜については今後も継続する予定である。勾配が強い場所で不具合が出ている箇所もあるが、植栽管理をお願いしている造園業者と意見交換をしながら、適正に管理できるように続けていきたいという答弁がありました。

また、この答弁を受け、お任せしている造園業者へ丸投げではなく、土壌環境や維持管理に向けた対策については広く深く研究し、すばらしいものにしてほしいという意見があり、市長からは、今後の管理については、土壌改良が必要なのか、傾斜地に対してどの程度お金を使わないといけないのかということは、内部的に検討していかなければいけないと感じている。平たん部での植栽とは違い、傾斜地の植栽はどの植物にとっても厳しい状況であると感じているので、プロの意見を参考にしながら育てていきたいという答弁がありました。

次に、消防費では、感震ブレーカー設置補助金について、補助金の内容と利用件数はという問いに対し、補助対象については、市内に所有する住居に対して補助を行っている。内容については３種類あり、１つ目は、内蔵型への取替えの場合は、費用の２分の１を乗じて得た額か３万円のいずれか低いほうを補助、後づけの場合も、費用の２分の１か１万円のいずれか低いほうを補助、簡易タイプの方の場合も、費用の２分の１か3,000円のいずれか低いほうを補助している。令和７年度での申請件数は、内蔵型が21件、後づけ型が２件、簡易型の１件の24件という答弁がありました。

この答弁を受け、今後、この補助金制度の市民への周知、啓発はどのように考えているのかという問いに対し、ホームページでの掲載、また、各種イベントに参加し、チラシ等を配布し、啓発を行っていくという答弁がありました。

次に、教育費では、屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託料について、策定された計画の内容と今後のスケジュールはという問いがありました。

計画では、事業成立の確実性や確実な履行の確保、早期の完了において最も有効な事業手法として、10か所を一括にしたデザインビルド方式により、約３年間に全ての施設の空調整備を行うとしている。費用対効果の面から、断熱性について、将来、建物の保全のために行われる大規模な改修工事に合わせて実施することとしているが、アリーナ全体の冷房能力を十分に確保し、災害時を想定して、インフラ停止時にも72時間は一定の能力を確保する機能を盛り込んでいる。財源については、補助金等の活用を比較の上、最も市の財源が軽減される緊急防災・減災事業債を活用する。令和８年度に契約を行い、令和９年度から順次整備を進め、令和11年度の完了を予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、10か所の順番はという問いがあり、避難所としての規模と地域性、平常時の施設の利用頻度から整備の優先順位をつけている。令和９年度中に市民体育館と當麻スポーツセンターを、令和９年度から令和10年度にかけては中学校の２校を、小学校５校については、規模の大きい施設を優先的に令和10年度から令和11年度に行い、最後に新庄スポーツセンターを予定しているという答弁がありました。

また、各スポーツ大会について、救護に関わる費用はあるかという問いがあり、市が主催

である各種スポーツ大会においては、保健師資格を有する市職員に配置要請をしており、スポーツ協会等主催の大会では、本大会の応急処置を行い、その後の処置については、必要があれば、救急車要請、救急隊員等に引き継ぐというようなことになっており、費用負担はないという答弁がありました。

この答弁を受け、スポーツ協会等の大会でも、子どもを含め参加されると思うので、医療従事者にそのときに判断してもらうのは１つの安心材料にもなると考えるので、医療従事者配置について検討いただきたいという要望がありました。

また、ほかの委員から、いじめ問題対策連絡協議会とＡＩ蓮花ちゃんは連携しているのかという問いがあり、教育長から、ＡＩ蓮花ちゃんはあくまでも相談につなげるスタンスのものであり、その情報を学校の教員と共有していじめの解消に当たることについて直接は使っていない。緊急を要する場合には活用するが、普段は教員においては子どもたちから相談してきてくれる雰囲気をつくって、相談しに来たときはしっかり支援をしていく。あくまでも、ＡＩ蓮花ちゃんや今日のスタートは、子どもたちが自分自身の悩み事などを大人につなげる練習を行うもので、こども・若者家庭センターとの連携については、スクールカウンセラーの専門的な見立てを月１回のケース会議で必ず行い、しっかりと子どもたちの見立てをし、ケースに対応する中で連携しているという答弁がありました。

次に、歳入では、ＧＩＧＡスクール端末の更新が行われ、旧端末の売払い台数と種類は、また、売払い収入が適切に計上されたのかという問いがあり、予算が適切に計上されていたかについては、令和７年度の当初予算にｉＰａｄの売払い収入として627万円を計上していたが、台数が多いこと、また、同時期に全国的に更新となることから、業者において状況の確認、買取り価格の査定が令和７年度内に終えることができない見込みとなったことから、令和８年度予算に同額を計上し、令和８年３月議会で予算を減額をさせていただいた。令和８年度事業として既に完了している。売却台数は、ｉＰａｄについては2,260台を売却し、696万3,286円であった。また、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋについては、資産価値がなく、県の第２期共同調達の仕様の中で旧端末は改修することとなっていたことから、それに基づき処分を行ったという答弁がありました。

この答弁を受け、リサイクル業者をどのように選定されたのかという問いがあり、一般競争入札で選定をしたという答弁がありました。

次に、各課における収入未済額に対する延滞損害金の徴収や不納欠損までの事務処理についてという問いがありました。

収納促進室での市税の収納業務は、地方税法、また、税条例の規定に基づいて事務処理を行っている。納付期限までに納付がなかった場合は、法令の規定により、督促手数料を加算して督促状を送付し、納付の催告を行っている。それでも納付がない場合は、財産調査や差押え等の滞納処理を実施している。その結果、年度末までに収納できなかった金額が収納未済額となり、翌年度以降、滞納繰越金として処理していくこととなる。滞納繰越分については、調査を実施し、滞納者が死亡し、相続人が相続放棄された場合や、財産調査をしたものの差し押さえる財産がない。その他、生活保護、所在不明者が判明した場合は、地方税法の

規定により適切に執行停止や不納欠損の処理を行っている。

こども未来課、子育て支援課での保育料の収納業務は、納付期限までに納付がなかった場合は、地方自治法の規定に基づき、速やかに督促状を発送している。それも納付がない場合は、電話催告や文書の送付、自宅訪問等を行い、納付を促している。窓口への来庁や連絡をいただいた保護者に対しては、ヒアリングを行い、その上、一括納付が困難な場合は、分割納付計画を作成し、納付誓約書を徴収することで計画的な改修を図っている。また、保護者に同意を得た上で、児童手当から充当する実効性のある回収に努めている。それでもなお、あらゆる手段を尽くしても回収不能と判断し、地方自治法の規定に基づく消滅時効が成立した時点で、こども未来課では不納欠損の処理を行っている。

建設課での市営住宅使用料の収納業務は、納付期限までに納付がなかった場合は速やかに督促状を発送している。併せて、個別に自宅訪問を行い、回収に当たっている。市営住宅の場合、滞納をされたまま亡くなられる場合もあり、その際は、相続人調査等を行い、遺族に納付していただくよう協議を重ね、最終的には、家賃滞納分の支払いは、拒否をされた場合は欠損処理を行っている。なお、遅延損害金については市営住宅条例に定められていないため、請求は行っていない。

クリーンセンターでの清掃手数料の収入未済額の収納業務は、納付期限までに納付がない場合は、督促手数料を加算した督促状を送付している。今まで不納欠損を行ったことはないとの答弁がありました。

この答弁を受け、督促状を発送するというところは同じであるが、各課で督促手数料は取られているのかという問いがあり、税、清掃手数料は督促手数料を取っている。保育料、市営住宅使用料は督促手数料を取っていないという答弁がありました。

この答弁を受け、各課独自の事務手続を行って統一性がない。今後どのようにされていくのかという問いがあり、副市長から、不納欠損については、各法にのっとり処理をしていく必要がある。今後、市役所内で精査していく、検討をしていくという答弁がありました。

最後に委員から、収入未済額の事務処理については統一性がないことから、法令に沿った市全体としての統一基準をつくっていただきたいという要望がありました。

次に、総括質疑では、監査委員の決算審査報告において、水道事業会計で赤字分と過去から繰越利益剰余金で補填する決算となっている状況や、また、下水道事業会計では、一般会計から営業費用の約４割に相当する補助金を投入し、市の財政に依存する状況は好ましくない旨の指摘がありましたが、上下水道事業における将来に向けた市の基本姿勢はという問いもありました。

水道事業に関しては経営戦略を改定中であり、その中で財政シミュレーションを進めている。今後、浄水場の更新、重要管路の更新などの大規模な工事を控えているので、財政的に厳しい状況が継続すると考えるが、可能な限り、利用者への影響を抑制するために、補助金の活用、企業債の発行等の検討を行うなど、多方面からの財政確保や県企業団の用水供給単価の交渉による経費節減、安い自己水を確保するための新規水源の確保に努めるなど、今後の経営健全化に努めてまいりたい。下水道事業に関しては、一般会計からの繰入れによる安

価な下水道使用料はまちづくりの施策とはいえ、今後は、現有管渠を適切に維持管理していく下水道事業に軸足を移しつつ、一般会計補助金に依存した状況から脱却、下水道使用料の確保も図りつつ、徐々に会計規模のスリム化を目指してまいりたいという答弁がありました。

市長からは、最終的な考えとしては、大きい意味で、市民の皆様に新たにご負担をいただくのか、市全体の中で税金も含めたいろいろな財源を市民の方に還元するのか、バランスの問題だと考えている。水道については、地球温暖化による気候変動により雨量も減少しているところが大きな影響を受けている部分で、その影響も見込んだ中で持続可能な形にどのようにできるのか。また、市民の方への負担と税全体としての負担の在り方を経営戦略のところでご議論いただけると思っているという答弁がありました。

また、別の委員からは、令和７年度の経常収支比率はという問いがありました。令和７年度経常収支比率は93.7％で、令和６年度より1.5ポイントの上昇となっている。要因としては、歳出での人事院勧告等による人件費の増加や、障害福祉費の自立支援給付事業等の扶助費の増加が影響しているという答弁がありました。

この答弁を受け、有事の際等に動かせる財源が多くなるように経常収支比率は低いほうがよく、本市の人口規模において理想的な経常収支比率は85％程度と言われているが、市長の見解はという問いがあり、市長からは、経常収支比率だけで考えれば、人件費を削減し、サービスの低下をさせることによって数字をよくすることは可能だが、どの程度まで下げるかというところは議論が分かれると感じている。ただ、将来のことも考えながら余裕を持った財政運営を行っていくのが大切なので、少しでも経常収支比率が下がる方向で検討を重ねてまいりたいという答弁がありました。

また、別の委員からは、不用額が出ているが、それを見越して当初予算を組めば、ほかにできる事業も出てくると思うが、市の見解はという問いがあり、例えば扶助費では、社会情勢やその年の気候、感染症の流行状況などにより対象者数や給付額等が変動することから、結果として残額が生じることもあり、正確な見込みを立てることは非常に難しい部分もあるが、不用額が発生しているという事業については、いま一度その要因も分析した上で、今後更に精微な見積りを行い、不用の抑制に努めてまいりたいという答弁がありました。

また、市長からは、予算編成のときにどの程度の金額が適正なのかということを、項目ごとの性質によって、各担当課、担当部長と一緒に議論をしながら組み上げており、一律的な考えにはならないが、ご指摘いただいた中でできるものがあるか、再度検討していきたいという答弁がありました。

別の委員からは、決算審査報告で監査委員からは、国鉄・坊城線整備事業や公共バス運行事業等の見直しについて指摘がなされているが、施策の再構築について市長の現時点でのお考えはという問いがあり、市長からは、どの事業にウエートを置いていくのか。サービスの負担をどの程度でするかは、まちづくり全体の考え方に沿って予算の振り分けをしていくことが必要だと考えている。監査委員等からの指摘は考えていかないといけないということは重々理解しているので、その部分について予算編成時に議論を重ねていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第２号、令和７年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、特定健康診査等事業について、件数の推移と増減の理由はという問いがあり、令和７年度の特定健康診査の受診者数は1,476人で、令和３年度の1,880人と比較すると、実数としては減少傾向にある。主な要因としては、団塊世代の方が75歳に到達され、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行されたことに伴い、対象者全体の減少も大きく変わってきていると考えていると答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、若い世代があまり受診をしていないように思う。予防につながると思うので、若い方へのＰＲもお願いしたいと要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第３号、令和７年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、アクティブシニアフィットネス事業について、抽せん漏れの解消状況は、また、参加された方の運動機能向上など、健康効果について市としてどのように評価しているかという問いに対し、抽せんについては、新規の方を優先して、継続して参加していただいているように配慮している。また、応募状況についても少しずつ落ち着いてきている。教室の成果としては、健康状態の改善や運動習慣が身についたことが大きく、ほとんどの方で運動機能の向上が見られており、また、アンケートの結果で、ほぼ全員が教室内容に満足していただいているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、アクティブサポーター養成講座を修了された方による自主的な運動教室の立ち上げや、地域での介護予防リーダーとしての活動状況はという問いがあり、週に２回、いきいきセンターで活動を行っておられる。現状、地域での活動は行っていないが、今後は、地域に出ての活動も検討していきたいと答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第４号、令和７年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、給食の残渣の状況は、また、学校によって残渣量に違いがあると思うが、分析状況はという問いがあり、令和７年度の残食率は10.69％であり、令和６年度の12.35％と比較すると数字的には改善している。ご指摘のとおり、残食率は学校によってばらつきがある。各学校では独自にいろいろな取組をしていただいており、残食ゼロチャレンジという取組をされている学校もある。実際その学校の残渣率は減少しており、そういった取組を横に展開していただけたらと考えていると答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第５号、令和７年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、収入未済額について、内容と対応状況はという問いがあり、現年度分が９万9,000円、過年度分が62万6,490円となっている。内訳としては、現年度分で11件、過年度分で64件あり、合計としては75件、人数としては、過年度分については複数年の方もおられるため、27名が滞納されている。徴収については、９月、12月、３月と３回に分けて督促状を

出しており、収納に努めているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第６号、令和７年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第７号、令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、被保険者数や保険料収入について、増減の傾向やその理由はという問いに対し、被保険者数は、令和５年度末と比較すると、ここ数年で320人の増加となり、被保険者の増加に比例して保険料の収入も増加している。団塊世代が75歳を迎えられ、後期高齢者医療に移行されていることが大きな要因となっており、これに加え、医療技術の向上や元気に長生きされる方の増加も背景にあると考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第８号、令和７年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、水道の使用量が減少しているが、主な理由はという問いがあり、大口事業者の上位15者に関してはほぼ変わっていない。一般家庭で使う水の量が減少していると分析しており、近年の節水器具の普及が影響していると考えているという答弁がありました。

ほかの委員からは、今後、供給単価の見直しについてどのように考えているのかという問いがあり、市長からは、供給単価については、いろいろな経費が上がる中、値上げをしていないのは、水道ビジョン策定が終わり、経営戦略というものが出来上がってから料金改定に踏み込むのかどうかということを判断したいと考えている。葛城市が単独経営を選択したのは、単独経営もできるし、広域に入ることもできる数少ない自治体であり、どちらの選択に当たり、セグメント会計の単価表やその基準になっていると考えている。広域でやっても、単独でやっても同じ値段、もしくはそれ以下で運営できることを前提として、単独経営を選択した。それに向かって単価体系を広域より安い単価で設定した中で価格を上げるようなシミュレーションがこれからの議論の中心になると考えている。

広域より葛城市が安い値段でいける可能性があるのは、県水以外で自分のところで持っている水の供給原価が非常に安いというところであり、自己水の部分がある限り、県水と対比した中で、安い価格設定でできるであろうという分析をしている。今は、過去の余剰金で赤字を埋めた形にしているが、現在行っている水道管の整備やこれからの施設の更新についても、起債事業に変わっていき、未来に対しての世代への分散をするということになる。経営戦略が出てくれば、県水までいかないが、ある一定の値段の議論になっていくと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第９号、令和７年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、一般会計から繰入れしている金額の推移はどうなっているのかという問いがあ

り、一般会計からの繰入金は令和３年度から年々減少しているという答弁がありました。

また、下水道使用料収入以上の金額を一般会計から繰入れは認められるのかという問いがあり、地方公営企業法第17条の２、経費の負担の原則に基づいて下水道事業を経営する上で、市の一般会計で義務的に負担する必要があるとなっており、総務省通知で定める基準内繰入れ、下水道使用料で賄いきれない部分としての基準外繰入れについても、繰入れができるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておりましたことを申し添えまして、決算特別委員会の報告といたします。

増田議長　以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開につきましては、午後１時からの再開とさせていただきます。

休　憩　午前１１時３１分

再　開　午後　１時００分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決につきましては１議案ごとに行います。

日程第１、認第１号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員　認第１号、令和７年度の葛城市一般会計決算の認定について、認定に反対の立場から討論いたします。

議会における決算認定は、議会が議決した予算の執行において、事業効果を上げているかどうか、適正な手続を経ているかどうかを審査するものであります。

さて、令和７年度第１回定例会におきまして、令和７年度の葛城市一般会計予算書を審議されました。この予算書には250を超える事業が予算計上されておりました。そして議決されたわけであります。ところが、決算書を確認しますと、そのうち６事業において、計上された予算が執行されておりません。そのために決算書には事業項目すら上がっていないんです。問題は、執行されなかった事業の１つに行政改革推進事業があることであります。この事業費は、葛城市行政改革推進委員会条例に基づく委員会開催のための予算であります。その目的は、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政を実現することを目的としております。

私は昨年、令和６年度一般会計決算特別委員会におきまして、葛城市合併20年を節目として、葛城市の行政の在り方を見直すことを提案いたしました。具体的には、土地借上料

や補助金交付の在り方を見直すこと、また、旧町から引き継いできた行政手法の在り方を整理することを提案いたしました。しかし、令和７年度決算を見ますと、予算に当初上がっていた行政改革推進事業の予算が全く執行されていないのであります。議会が議決した予算が全く執行されておらず、当然、成果もありません。したがいまして、決算として認定することはできません。

私は、今回の決算特別委員会の審査を委員外議員として傍聴してまいりましたが、委員会質疑を聞いて、葛城市の行政が大きな岐路に直面していることを痛感いたしました。１つだけ申し上げます。それは職員研修への参加状況についての質疑であります。総務費、人事管理事業の中の職員研修事業において、全国市町村国際文化研究所、通称ＪＩＡＭの研修参加者が、令和７年度には３名しかいなかったことについて、ある議員による質疑が行われました。

この研究所は、時代の変化に柔軟に対応する力、地域の課題を発見、解決する企画力等の養成、全国の行政内外関係者の人的ネットワークづくりなど、専門的スキルを高め、広い視野を持つ行政職員を育てる研修所として、また、市町村議員の研修所として、全国市長会、全国市議会議長会など４団体が共同して設立した公益財団法人が運営している研修所であります。ところが、この研修所への研修参加が、葛城市では令和７年度には３名しかいなかった。このことの質疑の中で、参加者の少ない理由として、業務の関係、とりわけ宿泊を伴う研修となることから、なかなか日程の確保が難しいところがある。また、過去には、研修参加を職員に割り当てていたが、そうしたことも難しくなっているという答弁でございました。つまり、職員の働き方に、研修を受けるという余裕、精神的余裕も含めてなくなっているのではないでしょうか。目の前の仕事に追われているという状態になっているのではないでしょうか。

では、職員の働き方と関係する職員数、この実態はどうなっているでしょうか。令和２年度に会計年度任用職員制度が導入されてから後、葛城市の常勤職員の定員は抑えられてきております。公務員のワーキングプア問題が社会問題となり、会計年度任用職員制度が導入されました。まだまだ不十分とはいえ、昇給や人事院勧告に基づくベースアップが行われるようになり、勤勉手当も支給されるようになりました。葛城市は、常勤職員よりも多い会計年度任用職員が勤務しており、業務を支えてくださっています。それまでの非常勤職員制度と異なり、こうした制度改革によって、会計年度任用職員の人件費、報酬費は毎年増加してまいりますので、人件費が膨らんでいく要因となっています。そのことから、令和２年度以降、財政的に常勤職員の数を抑制する、そうした状況を見ることができます。こうした職員数の抑制が多様化する行政サービスの増加と相まって、職員が研修も受ける余裕がない。そんな働き方の一因になっているのではないでしょうか。

時代の変化に柔軟に対応する力、地域の課題を発見、解決する企画力等の養成を図る研修によって、行政職員としての専門的知識やスキル、高い識見を持つ多くの職員が育つことは、長期にわたって葛城市政発展の原動力となるものであります。それが育たないとどうなっていくか。職員に企画力が欠けるため、企画立案にコンサルタント会社に過度に依存するこ

とになります。結果として委託料が増加していく。また、これは今後の課題として浮かび上がってきておりますけれども、公共施設を管理してきた職員のスキル低下を理由として、公共施設の管理を民間の管理会社に委託することが今計画されております。職員の企画力や施設管理のスキルが落ちることで、結果として委託料の増加、こういうことになってまいります。まさに行政力がやせていく結果、民間への委託でそれを補うことになります。そうしたことが長期にわたれば、その委託料そのものの妥当な金額を行政は判断できなくなるのではないでしょうか。まさに負のスパイラルに陥ります。まさに葛城市は今、その分岐点にあるのではないかと私は危機感を覚えるものであります。

職員が研修で成長する職場か。あるいは研修を受ける余裕すらない職場か。このことがまさに問われているわけであります。こうした職場でのゆとりを生むためにも、職員を減らすことを目的とした行政改革ではなく、職員が十分研修できる、ゆとりのある組織にするための行政改革を実行していく。最小の経費で最大の効果を発揮する財政支出あるいは組織の在り方について検討し、現状の課題を洗い出し、改善を図ることで、葛城市が市民に提供している高い住民福祉を維持しながら、職員が時代の変化に柔軟に対応する力、地域の課題を発見、解決する企画力等の養成を図る研修を受講し、成長できる組織にしていかなければなりません。そのために行政改革は必ず必要だと私は考えます。ところが、当初予算で計上されていた行政改革推進事業費、全く執行されない。これが今の葛城市の現状であります。まずは令和８年度に計上しております行政改革推進事業予算を執行していただくとともに、令和９年度予算、その執行につなげていただきたいと思います。

以上のことを申し上げて、認定反対の討論といたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

５番、西川善浩議員。

西川議員　私は、認第１号、令和７年度葛城市一般会計決算の認定に賛成の立場で討論をいたします。

令和７年度においても、財政健全化及び経営健全化に対する指標については、監査報告にもございましたように、いずれもクリアをしている状況でございます。

また、令和７年度の決算内容にあっては、當麻複合施設整備事業やその周辺エリアの活用を促進する事業も見られ、財政の負担は大きいものの、当該エリアの活性化を促す効果もある事業として大いに期待するところでもございます。

また、保険医療の事業に関しましては、当事者に寄り添ったアピアランスケア事業や高齢者帯状疱疹ワクチン接種事業などの新規事業であっても、着実に成果を出していることを確認をいたしました。しかしながら、歳入面では、収入未済と不納欠損までの処理基準が明確に定まっていないことから、各課での判断を難しくしている状況であり、徴収のめどが立たずに長期間そのままになっている案件もあるということですので、まずは督促手数料の廃止なども踏まえ、統一した処理基準を設けることが必要であるとも同時に感じたところでございました。

そのような課題についても改善をしていただき、より一層の健全な行財政運営に努めていただきたい旨を申し上げて、私の賛成討論といたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第１号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

増田議長　ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、認第１号は認定することに決定をいたしました。

次に、日程第２、認第２号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員　認第２号、葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

令和６年度決算は、葛城市の国民健康保険被保険者の保険税が、奈良県国民健康保険団体連合会の統一保険税と同じになる年度でありました。奈良県国民健康保険県単位化に当たって示された当初のシミュレーションと大きく異なる国保税の引上げが、この７年間行われてまいりました。葛城市の国保税は県内で最も低い水準にあったため、経過措置を取って段階的に統一保険税水準に合わせる措置が取られてきましたけれども、それが令和６年度で完了するということになったわけであります。しかし、その間の保険税の引上げは、当初の県単位化議論の中で示されたシミュレーションを大きく超えて、大幅な国保税の値上がりとなりました。

なぜ、そうした予想に反する国保税の引上げを必要としたのでしょうか。それは、国保加入者が、これも予想した以上に減少したからであります。国民健康保険の脱退者が増加した理由は２つあると考えられます。１つは、社会保険の加入条件が緩和されたからであります。高過ぎる国保税の支払いから逃れるために、働くことで国保を脱退し、社会保険に加入する高齢者の方が大変増えました。

もう一つの要因は、これも高過ぎる国保税を削減することができることをうたって、脱法的な社会保険加入をインターネットなどで盛んに勧誘する事業者が増えたことであります。個人事業主やフリーランスなどを法人の役員として、健康保険等の被保険者資格を得させる一方で、その個人事業主等から会費等と称して、役員としての報酬を上回る額を支払わせるビジネスであります。それでも国保税の上限額を支払っている個人事業主にとっては、年間90万円もの差額が出る仕組みとなっております。こうした脱法的な国保税逃れが広がったことも、国保被保険者の減少の一因となっております。

ただ、この問題につきましては、ある政党の議員が、そうした国保税逃れをしていること

に世論の大きな怒りがあって、国会でも取り上げられたことから、2026年３月に厚生労働省は通達を出して、全国健保協会や健保組合、あるいは日本年金機構などに、過去に遡って労務実態に照らして資格判断を行い、資格を取り消すことを通知いたしました。資格を取り消されるとその期間は無保険と認定されるため、全額医療費負担となります。その期間の自己負担を除いた医療費については保険給付費を返還させるという、そうした内容になっているわけであります。こうした厳しい措置は、このような脱法的な国保逃れを放置すれば国保制度が崩壊するため、厚生労働省は大変厳しい措置を取ったものと考えられます。

しかし、問題の根本は、国保税が社会保険料と比べて大変高いところに根本的な理由があります。だから高齢者が働く時間を増やすことで社会保険に移ったり、あるいは脱法的なビジネスが横行することになったわけであります。とりわけ、所得のない子どもにも国保税がかかることから、子育てする現役世代に国保税負担は大変重いものになっております。根本的な解決は、全国知事会も提言しているように、１兆円の公費を投入して社会保険料と同等の保険税水準まで引き下げていくことであります。

政府はこの間、防衛費を４兆円も増額いたしました。財源がないのではありません。政策としてやるかどうかであります。ここを転換しなければ、早晩、国保制度は成り立たなくなるのではないでしょうか。

また、令和６年度葛城市国民健康保険特別会計において、財政調整基金から１億円、葛城市一般会計に繰り入れました。もともとこの１億円は、県単位化に伴って、葛城市国保特別会計の安定化を図るために一般会計から繰り入れたものでありますけれども、その役割を終えたとして一般会計に返還するということであります。しかし、これはこの間、財政調整基金がそこまで積み上がってきたからできることでありまして、この財政調整基金の積み上げは、高い被保険者の保険料支払いによって積み上がった部分があるわけであります。

今、全国の市町村の国保特別会計におきまして、こうした財政調整基金を健康増進事業として被保険者に還元する。そうした措置を取る自治体も増えてまいっております。私は、このように財政調整基金を積み上げていくことについては、どこかでしっかりと被保険者に還元していく、そうした姿勢を示すべきではないかと考えております。

また、子どもの均等割については、現在、未就学児対象に２分の１補助が実施されていますけれども、また、厚生労働省は2027年にそれを、18歳まで免除を広げるということで動いておられるようですけれども、しかし、それでも２分の１残るわけであります。これに対して補助を行う地方自治体も増えております。子育て支援というのであれば、国保税において所得のない子どもたちにかかるこの均等割、これについては、しっかりと行政で支援していくべきではないでしょうか。

こうしたことが見られない特別会計の決算となっておりますので、認定に反対をいたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

８番、吉村始議員。

吉村議員　ただいま議題となっております認第２号、令和７年度葛城市国民健康保険特別会計決算の

認定につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

決算委員会での審査を踏まえ、主な所見を２点申し上げたいと思います。まず、一般管理事業についてであります。令和７年度は、従来の健康保険証の廃止という大きな転換期に当たり、資格確認書や資格情報のお知らせの送付方式を柔軟かつ適切に見直すことで、通信運搬費等の経費が前年から大幅に抑制されました。国の制度移行に対し、的確に対応し、コスト縮減と行財政運営の効率化を実現された市の努力を評価いたします。

一方で、保険事業における人間ドック助成金につきましては、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴う対象人口の減少を背景に、受診実績が当初見込みを下回り、約224万円の大きな不用額が生じる結果となりました。人間ドックをはじめとする各種検診は生活習慣病の早期発見、早期治療を促し、将来的な医療費の適正化をもたらす重要な健康への投資であります。これを単なる予算の不用として看過するのではなく、今後は、働き盛り世代など幅広い年齢層に対し、より効率的な周知方法を工夫していただくなど、市民の受診率向上に向けた積極的な施策の展開を要望いたします。

国民健康保険制度は、自営業者や非正規雇用の方々を含め、市民が等しく安心して医療を受けられる最後のとりでであります。被保険者の動向や医療費の推移を厳格に見極めつつ、財政の健全性確保と制度の持続可能性という２つの使命を両立させ、市民の命と健康を守る制度運営に引き続きご尽力いただくことを要望いたしまして、本決算に対する私の賛成討論といたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

13番、藤井本浩議員。

藤井本議員　私は賛成の討論を行います。

この国民健康保険というのは、私がちょうど生まれた1961年に国民皆保険としてちゃんと出来上がって、ちょうど私の年と同じようにこの保険制度というのが進んできたという歴史がございます。そういう意味合いで、私も非常にこの国民健康保険というものについては感謝をして、これまでも熱心にこの議論に入ってきたつもりであります。

ただ、社会というものが非常に変わってまいりました。今、本当にそういう時代に入って、今まで市町村で経営していた国保を段階的にということで、先ほどからあったように、県単位で経営をするというふうになったところであります。何を言いたいかというと、やっぱりこの国民健康保険、きちんと守っていかなければならない。一番の問題は何かというと、先ほど来から出てるように、受給者数が大幅に減少している環境にあります。例えば世帯数でいうと、令和３年度、4,850世帯であったものが、該当する令和７年度には4,169、約700世帯が減少していると、そういう状況にあり、構造的に非常に厳しいものがあるわけでございます。

そういった中で国保というのは、先ほどもあった、均等割というものがございますから、子どもの数、子どもの分までかかってくるという特徴というのか、若干の弱みという部分もございます。その代わり、国保にしかない軽減措置、７割軽減、５割軽減、２割軽減というものをうまく利用して、国民健康保険、国保制度、日本を支えてきたものでございます。こ

れも将来にわたって末永く守っていかなければならないということで、先ほど１億円お返ししたという話もございましたけども、一般会計に戻したというのがございましたけども、この間、国保には力を入れてきていただいて、経営をうまくやっていっていただいている証拠であろうかと思いますので、引き続き注視をしながら、国保をきちっと守っていけるようにお願いをして、私の賛成討論といたします。

以上です。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第２号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

増田議長　ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　押し忘れはなしと認めます。確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第２号は認定することに決定をいたしました。

日程第３、認第３号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第３号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　異議なしと認めます。よって、認第３号は認定することに決定をいたしました。

日程第４、認第４号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第４号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、認第４号は認定することに決定をいたしました。

日程第５、認第５号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第５号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、認第５号は認定することに決定をいたしました。

日程第６、認第６号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第６号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、認第６号は認定することに決定をいたしました。

日程第７、認第７号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員　認第７号、令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計の認定に反対の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、公費が約５割、社会保険や国保被保険者の支援分が約４割、そして後期高齢者医療保険被保険者の保険料が約１割で成り立っております。そのため、医療費が増大すると、被保険者だけではなくて、社会保険や国民健康保険に入っている現役世代の保険料も引き上がることになります。それを抑えようとすると、医療窓口での被保険者の医療負担割合を増やして受診を抑制する、そうしたことになってしまうわけであります。それでは必要なときに受診ができなくなります。こうした保険の負担の在り方が、政治の世界では、現役世代と後期高齢者との間の対立として、利害の対立として描かれることがあります。しかしながら、現役世代もいつかは高齢者になります。

私が繰り返し述べてまいりましたけれども、日本の人口減少は、高齢化率が上昇しながら人口が減少するために、現役世代の負担軽減を理由として後期高齢者の医療費負担を増やしていくならば、現在の現役世代が老後を迎えるときにはもっと負担増となってしまう、こんなことになってしまいます。医療を安心して受診することができる制度でなくなってしまいます。誰もが安心して老後を送れるように、国や地方自治体による公費負担割合を増やすことが必要であります。

また、国民健康保険被保険者のうち、０歳から18歳までの子どもに均等割額がかけられて

おりますが、この中に後期高齢者医療支援分が含まれているわけであります。所得のない０歳児にまで後期高齢者の医療を支援させる制度、そうした制度設計になっているわけであります。このような仕組みは早急に改めるべきであります。

以上の理由から、令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計の認定に反対します。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

８番、吉村始議員。

吉村議員　ただいま議題となっております認第７号、令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

本決算を通じ、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者へと移行されたことで、被保険者数がここ数年間で300人以上増加し、それに比例して保険料収入も年々増加している状況が浮き彫りとなりました。

本制度は、長年社会の発展に寄与されてきたご高齢の皆様が、住み慣れた地域で安心して医療を受け、健やかな生活を送るための極めて重要なセーフティーネットであります。今後、更なる高齢化の進展が見込まれる中、健康寿命の延伸に向けた啓発活動や地域医療体制の維持、充実に向けた取組がこれまで以上に求められております。

私は、決算審査におきまして、滞納繰越分及び不納欠損額について質疑を行いました。不納欠損として処理された案件につきましては、ご逝去後の相続放棄など法的に回収不能となったやむを得ない事案であることが確認できました。これは致し方ない措置であると理解いたしますけれども、制度を支える財源の確保、そして何より、納付義務を誠実に果たしておられる大多数の市民の皆様との負担の公平性を担保するためには、現年度分及び滞納繰越分の確実な縮減が不可欠と考えます。日頃からのきめ細やかな実態把握と粘り強い徴収努力の継続を引き続き求めるものであります。

後期高齢者医療制度は、本格的な長寿社会を迎えた我が国において、市民の健やかな老後を支える安心の礎です。高齢者の皆様を取り巻く生活実態に寄り添いながら、適正かつ公平な賦課、徴収に努め、制度の安定的かつ持続可能な運営に一層邁進していただくことを強く要望し、私の賛成討論といたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第７号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

増田議長　ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、認第７号は認定することに決定をいたしました。

日程第８、認第８号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第８号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、認第８号は認定することに決定をいたしました。

日程第９、認第９号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第９号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、認第９号は認定することに決定をいたしました。

次に、日程第10、議第56号から日程第15、議第65号までの６議案を一括議題といたします。

本６議案につきましては総務建設常任委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

８番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長　ただいま上程されております議第56号から議第58号、議第60号、議第61号、議第65号の６議案について、９月７日と16日に開催した総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第56号、市道の変更についてであります。

質疑では、新しく道路を敷設するに当たって、本来は市が負担するということになると思うが、費用の負担はどうなっているのかという問いがあり、今回の工事費等については、開発業者のほうの負担であるという答弁がありました。

また、別の委員から、道がきれいになって通れるとなると、抜け道として利用されると思うが、安全対策はどう考えているのかという問いがあり、今後、状況を見ながら、地元警察とも協力しながら安全対策を検討していきたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、15年間という奨励金の積算根拠はという問いがあり、当市にはホテルや旅館が

なく、宿泊施設は非常に大きな課題であり、他市ではなく葛城市を選んでもらうために、他市よりも手厚い支援制度にする必要があると考えた。ほかの自治体では、ホテルの建設時に係る土地取得費や建設費用に関する補助金として１億円から２億円の補助を行い、さらに、固定資産税相当額を奨励金として支払うなど、固定資産税や雇用促進、上下水道料金に対する奨励金や土地取得費、建設費用に対する補助金などを組み合わせて様々な支援を行っている。当市については、建設費用に係る補助については財政的な負担が大きくなることから、固定資産税相当額と雇用促進に対する奨励金だけに限定し、この部分で他市よりも有利だと事業者に感じてもらえるよう、15年間ということで条例を考えたという答弁がありました。

また、別の委員から、固定資産税の減免ではなく、なぜ奨励金という方法を選択したのかという問いがあり、奨励金として交付する場合は、宿泊施設への奨励金支出がある旨を記載することにより、特別交付税における特殊事情として算入することができるが、減免については、地方税法上、ホテルなどの商業施設に対して自治体が独自の判断で固定資産税を減免することが難しいということから、葛城市の場合は奨励金を選択したという答弁がありました。

本議案について、本条例案の審査に必要と思われる資料が不足しているため、９月16日に再度審査することとなりました。９月16日に開催した総務建設常任委員会の審査におきまして、質疑では、なぜ、優遇条件を固定資産税相当額100％、15年間、年1,500万円上限、10室以上を採用したのかという問いがあり、先進地の桜井市の条例をベースに検討した。桜井市では、固定資産税及び都市計画税の合計額の100分の100の10年間で上限なし、50室以上のホテルまたは20室以上の旅館を奨励金の対象としておられた。

葛城市の観光行政にとって宿泊施設は非常に大きな課題であり、他市ではなく葛城市を選んでもらうために、先進地の桜井市以上に手厚い支援制度が必要であることから、固定資産税相当額への奨励金については、物価高による建築コストなどを考慮して、他市より有利であると業者に感じてもらうよう15年間とした。上限額については、他市の事例を調べるとあまりなく、上限額を設定しない場合は、建設する規模等により奨励金の額が大きくなる場合があるので、奈良県の補助金の２億円を参考に上限額を設定した。また、旧社会教育センターの再利用も視野に入れ、営業時は20室であったことも考慮し、余裕を持って10室という条件を設定したという答弁がありました。

また、別の委員から、法令審査会で15年間について決めたのかという問いがあり、法令審査会ではなく、内部で検討を行ったという答弁がありました。

また、別の委員から、15年間の奨励金の支出について、特定の企業のために使われることについて、違法な公金支出として住民訴訟が起こされないか、国や県に相談したのかという問いがあり、住民訴訟を想定をしては国や県には相談していないが、今回の条例の奨励金については、特定の企業の経営に資する補助金ではないと考えており、特に問題ないと考えているという答弁がありました。

そして、委員からは、本案については継続審査とするべきとの動議がありましたが、採決の結果、賛成少数で継続審査としないことを決定いたしました。

その後、本案についての賛成、反対の討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号、議第60号の２議案については、ともに質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第61号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、固定資産税の免税点の見直しによって市政に及ぼす影響はという問いがあり、令和８年度の税額ベースで計算すると、家屋で約63万7,000円の減収、償却資産で約71万7,000円の減収、合計約135万4,000円の減収になると見込んでいるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号、財産の取得（避難所資機材）についてであります。

質疑では、これらの避難所資機材は福祉避難所に配置されるのかという問いがあり、福祉避難所に主に置くのは、簡易ベッドを中心に考えている。ベビーケアルームは、ゆうあいステーション、當麻スポーツセンター、中央公民館、健康福祉センターに設置を考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員各位から質疑や意見等がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

増田議長　以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

６番、杉本訓規議員。

杉本議員　よろしくお願いします。我々、葛城市議会は委員会主義をとっておりますので、委員会で行われている議論に対して、もちろん尊重してるわけではございますけれども、私の賛否に関わる問題なので、あえてここで委員長報告の、この場で、委員長に質問というか、質疑させていただきます。僕もやりにくいんですけども、ただ、ここでしか聞けない問題で、聞いててよく分からなかったんで、お聞きしたいと思います。

議第57号の葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについての場面でございますけれども、この条例は、葛城市にホテルが今ないから、葛城市にホテルが来てほしいように、固定資産相当額のお金を15年間、奨励金としてお渡ししますよという条例やと思うんです。それはいいと思います。葛城市にホテル。ホテルというのは、特殊というか、葛城市にできたホテルに葛城市の方はなかなか泊まらんと思うんですよ。市外、県外、国外の方が泊まる。ちょっと言い方悪いですけども、よそからお金を運んできてもらって、しかもそれを市内で浪費してもらえるための施設って僕は思ってます。だから、民間のホテルさんがもし来られるんやったら、勝算があって来られるはずなんですよね。あそこで赤字になるからホテル建てるってならんと思うんですよ。だからそういう意味では、これはあったほうがいいやろうなと思うんですけども、10年、15年という期間縛りですよね。根拠、10年、15年というのを出せと言われても、なかなか難しいかもわからないですけども、他市と比べ

てより有利にする武器にするから15年にしたわけでしょう。他市が長くて、10年のところを。ということは、葛城市が一旦突き抜けた条例のはずなんですよ。ということは、慎重にいかなあかんと思うんですよね、僕。

なのに、委員会の中で、ある委員さんが、今も委員長報告にありましたけども、国や県や法的に問題ないのかという質疑に対して、理事者側から、相談ベースではしましたけど、特にそれに関しては問題ないと思われますって、なかなか中途半端な答えが返ってきてるんですよ。これ、しっかり答えてもらわな、賛否とる側も、どうなんて。だってよその市がやってるから、うちもやりますねん。よその市が間違ってたら、うちも間違うわけじゃないですか。そこは葛城市が突き抜けた条例をつくるんだから、しっかり国も県も法的にも何の問題もありませんってちゃんと理事者が説明できなあかんはずやのに、あの場では、相談ベースでは行きましたけどって、何ですか、相談ベースはって話になってくるんです。その辺を委員長に聞いてもしゃあないと思うんですけども、委員長報告に対しての質疑なんで、させていただきたいと思います。

増田議長　８番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長　今、杉本議員お尋ねの件につきましては、委員会開催中に理事者側から明確な答弁をいただいてはおりませんでした。ここで、やっぱり委員外議員の疑義につきましては、これもうきちっとしておく必要があろうかと思いますので、これにつきましては、今申しました、疑義は払拭しておかないと採決ができないというふうなことでございましたので、これにつきましては担当理事者の回答を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田議長　植田産業観光部長。

植田産業観光部長　産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。ただいまの杉本議員からのご質問にご答弁させていただきます。

この件につきまして奈良県庁に問合せを行ったところ、それぞれの自治体の考えによるところであるので、県として意見をすることもないし、特段、法令上の問題はない旨の回答をいただいておりまして、法的には問題はないと考えております。

以上でございます。

増田議長　６番、杉本訓規議員。

杉本議員　後から言われる問題はないという理解でよろしいですか。そしたら、最後に一言、言いたいんですけども、僕、かなり、先ほども申しましたけど、委員会主義とってるので、私がここで質疑するのは大変失礼なことやと思いながらさせていただいてますけども、あの委員会で出た質問じゃないですか。結構大事なことですよ、これ。そやのに、何か問題ないですみたいな答弁で終わるって、今、部長、すぐ調べれたわけじゃないですか。市長をはじめ理事者の方々が、この政策をやりたいって議会に持ってきて、議会にしっかり理解してもらって通すのが僕らの仕事であり、理事者の皆さんの仕事やと思うんですけど、何か出したら通るやろうみたいな感じに聞こえちゃうんですよ。ちゃんとそこは委員長に休憩を求めても確認しに行くとかじゃないと、大事なとこじゃないですか。せっかくいいことやろうと思って、

みんな賛成したいと思ってても、ああいうことされたら、聞いてて、どないやねんってなるんです。だからその辺はしっかり、出しゃあ通るんでしょう、じゃなくて、質問が出てこなかったら別やと思いますけども、質問に対しては真摯に答えていただかないと、委員外で聞いてても、これほんまにいいんかってなるんですよね。その辺ちゃんとやっぱり、これからもしっかりやっていただきたいなと思います。

以上です。

増田議長　ほかに質疑はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員　私も、議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例について、委員長に対する質疑を行いたいと思います。

大事なことです、これ。葛城市で初めてのことやし、私も傍聴を、全部はしなかったけども、なるべく傍聴させてもらって聞いたつもりですけども、聞けなかった部分なのか、議論されなかったところなのか分からないので、この場でしか聞くところないので、委員長にお尋ねしたいと思います。また、いろんな問題も議論されましたので、先ほど杉本議員と同じように、採決にも関わるということで、この場でさせていただきたいと思います。

15年というとこら辺の長期にわたるというところで、議論がそこに集中してたかなというふうに思います。しかし、この条例、葛城市にとっても、私は非常に、先ほどあったように、ほかから泊まられるというのみならず、メリットのある部分は、私が注目してたのは、第３条の３番になるんですけども、受けようとする要件の中の３条の３の中の、それも、その次も３、観光及び産業の振興並びに災害対策に関する市の施策に協力することというふうになります。

私が受け止めたのは、普段は、それはもちろん、こちらへ泊まられる方が泊まられるんだけども、災害時のとき、災害が起こった。それが水害であるのか、いろんな災害が起こりました。そのときに宿泊施設として協力をしていただけるのかなというふうに思ってるんですけど、この言葉を見ると、災害対策に関する市の施策に協力する、災害の対策に関することで、災害時の対応の部分というのが非常に大事であろうかと思うんですけど、その意味を指しておられるのか。災害が起こらないように協力することと、これやったら受け止められるんですけど、災害時にどこかの地域で家泊まれなくなった。そこで葛城市に協力していただけるというものなのか。そこの確認をどのように議論されたのかというのをお尋ねしたいというふうに思います。

増田議長　８番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長　今し方、藤井本議員から質問いただきました件、確かに議案の条例案を見ますと、３条の３の３、観光及び産業の振興並びに災害対策に対する市の施策に協力することというふうなことを掲げておられます。これについて委員会のほうで審議をしたのかということにつきましては、特段、このことについては、各委員からは質問はなかったというふうに記憶をしております。

以上です。

増田議長　13番、藤井本浩議員。

藤井本議員　私、ここで休憩動議を出させていただいて、このことについては確認をした上で、採決、討論、議論、次の段階に入っていきたいなというふうに思います。この意味、災害対策に協力すること、ホテルが、ここをもう少しきちっとしとかないと、今、10年、15年という期間の話をしてるわけですよね。これのお考え、当部局はどう思われてるのかという部分も含めて、議論してないというのであれば、説明いただきたいので、休憩動議を出させていただきたいと思います。

増田議長　暫時休憩いたします。

休　憩　午後１時５５分

再　開　午後２時１０分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質疑に対してご答弁をお願いします。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長　産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。先ほどの藤井本議員の質問に答えさせていただきます。

防災は、これからの災害を防ぐ施策であり、災害対策は、被災時における対策、対応であると考えております。具体的な利用方法につきましては、被災時におけるプライバシーに配慮した避難所や、支援に来られた方の宿泊所に利用していただけるように協力していただきたいと考えております。

以上でございます。

増田議長　藤井本議員。

藤井本議員　こういう条例を出されるときの大きなメリットになると思うんです。葛城市にとって、いい点で。議案の説明のときにそういったことも説明をしておいていただければ、葛城市にはホテルがないから、ないから、ばっかりの説明であったと思うんです。ホテルができると、こういう災害時においてもというようなところがなかったと思います。そういうことも今後ご説明いただいて、議論を進めていただくようにお願いして、終わります。

増田議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

日程第10、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案どおり可決されました。

日程第11、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

７番、梨本洪珪議員。

梨本議員　私は、議第57号について反対の立場から討論をいたします。

まず、明確に申し上げます。私はホテル誘致に反対しているのではありません。宿泊施設を誘致し、観光振興、交流人口の拡大、雇用の創出、地域経済の活性化につなげることは、葛城市にとって重要であると考えています。しかし、目的に賛成することと、そのために提案された制度を十分な根拠がないまま可決することは別問題です。

本条例は、固定資産税相当額を100％、最長15年間、年1,500万円を上限として交付するもので、１施設当たり最大２億2,500万円となり得る制度です。委員会では、必要な資料の提出を求め、何度も確認してまいりました。しかしながら、支援期間別の財政試算、この奨励金が事業者の立地判断に与える効果、そして、なぜ100％、15年間、年1,500万円、10室以上としたのか。その客観的な根拠は最後まで確認できませんでした。

問題は、15年が長いか短いかということだけではありません。何年間が適切なのかを議会が判断するための資料そのものがないということです。私は、職員の皆様を責めたいのではありません。むしろここで考えていただきたいのです。市役所には、市民のために数字を調べ、資料を作り、何度も検討を重ね、１つの政策を形にしている職員が大勢います。今日、根拠資料や財政試算がないまま、この条例を議会が可決したとすれば、その職員たちに私たちはどのようなメッセージを送ることになるのでしょうか。

１つの条例が可決されるだけではありません。今日の議決は、これからの葛城市で政策をつくるときに、どこまで調査し、どこまで根拠を示すべきなのか。その仕事の基準をつくることになります。そして問われているのは、私たち議員の姿勢でもあります。誰が提案したか。誰が反対しているか。周囲からどのように見られるか。そうしたことではなく、示された資料と条例の内容によって判断をすることが議員の責任ではないでしょうか。分からないことを分からないまま賛成しない。根拠が示されていないときには、一度立ち止まる。それは市長に反対することでも、ホテル誘致を妨げることでもありません。市民から負託を受けた議員として果たすべき役割だと考えます。

私は、委員会で必要な資料を整え、改めて判断するために継続審査を求めました。しかし、その動議は否決されました。ホテル誘致の扉は開かなければなりません。しかしながら、そのために政策の根拠を確認する扉、財政への影響を検証する扉、議会が行政をチェックする扉まで閉じてはなりません。資料を求めることはホテル誘致の妨害ではありません。根拠のある、持続可能なホテル誘致を実現するための審査です。将来、市民から、なぜ15年だったのですか。本当にこの支援が必要だったのですかと問われたとき、現時点の資料では、私は根拠を持って説明することができません。

ホテル誘致には賛成です。しかし、根拠と検証を欠いた現在の制度設計には賛成できませ

ん。未来の葛城市の政策形成と議会への信頼を守るため、議員各位には、改めて条例案の内容そのものを見て判断していただくことをお願い申し上げ、反対討論といたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

４番、速水一生議員。

速水議員　議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に賛成の立場から討論させていただきます。

一般質問において、私は、地方自治が行える景気対策の一環として、積極的誘致、融資は行っていくべきだとの立場を表明しております。飛鳥・藤原の宮都の世界遺産登録も決まり、奈良県中南和地域のホテル需要は高まっていくと予想されます。飛鳥・藤原宮都の近隣市でもあり、奈良の西の玄関口と言われる本市において、他市との競争に遅れをとらないためにも、スピード感を持ってホテル誘致には積極的であるべきだと存じます。

しかしながら、今総務建設常任委員会において委員から上がりました質疑の１つに、委員会中には他市の事例があるため問題はないと判断しておりましたが、確認のため独自に調べさせていただきました。15年という長い期間を奨励金として補助する行為が現法に適法しているのかという点です。奈良県に確認いたしましたので、そのご回答をここで述べさせていただきます。

奨励金として補助を行う際には、市の裁量で内容は定めることができる。期間や金額、その他の設定に制限は設けられていない。ただし、固定資産税の減免につきましては、地方税法367条、固定資産税の減免に定められるとおり、各市町村が税条例で定めている範囲内でしか行えないということです。以上のことから、葛城市税条例第71条に定められている内容に本件は含まれていないことから、減免としては行えないのですが、奨励金として補助を行う際に期限や金額の制限はないとのことで、違法性はございません。唯一の気になる点は払拭されました。

委員からほかにも上がりました、経済効果の試算や決定根拠、財政比較の資料、運用基準などの資料の不足による審議不足につきましても、総務建設常任委員会においての説明で十分なされたと思います。経済効果につきましては、失敗すれば損失が出るようなプロジェクトなどでしたら必須だと思います。しかし、今回に限りましては、経済効果そのものが予想や希望的観点から含まれる参考資料になることや、もともとホテルのない本市において、ゼロの状態から、今後、誘致で来られたホテル等から入ってくる固定資産税の一部から奨励金として補助するわけですから、皆様の大切な税金を投入するといったプロジェクトと違い、懸念されるマイナスそのものも存在しておりません。大小はあれど、経済効果も踏まえ、プラス確定内容だと判断いたしますので、現時点での説明で足り得ると判断をいたしました。

また、決定的根拠や財政比較に関しましても、プラスの上限幅の差は出たとしましても、そもそも来ていただけなければゼロだということです。これもまたゼロからの比較ということで、マイナスの懸念はございませんから、現時点での説明で十分と判断をいたしました。

運用基準につきましても、解釈の問題点や公平性、トラブルの防止といった観点からも、理事者からの答弁全てに該当するものではなく、審査を行い、交付または不交付を決定しま

すとありましたので、ホテル誘致を推進する目的の本条例において運用基準が示されていないから審議ができないということには至らないと判断いたします。それが減免であるならば、それは当然審議すべきところですが、奨励金として補助を行うわけですから、それは審査内容で定めていくものだと思います。そして、その審査内容に不備がもし疑われた場合は、予算が上がってくるわけです。ですから、予算が上がってきたときに我々がチェックしていくのではないでしょうか。

以上の理由と、そして何より、飛鳥・藤原の宮都世界遺産登録による中南和のホテル需要のスタートラインに立てていない、一歩遅れている本市だからこそ、いち早く立ち、プレゼンテーションを行っていく重要性を踏まえ、今回の議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に賛成とさせていただきます。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

谷原一安議員。

谷原議員　私は、議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例について、反対の立場から討論をいたします。

本条例は、葛城市内に開業するホテルまたは旅館の事業者に対して、固定資産税年額1,500万円を上限として、納めた固定資産税と同額の補助金を開業奨励金として15年間交付するということを内容とするものであります。

反対の理由を述べます。１つは、やはり税の公平性に反するからであります。なぜホテル等の事業者だけが破格の優遇措置を受けることになるのでしょうか。固定資産税の免除ではなくて、同額を翌年に返すということでありますが、実態としては固定資産税の減免に相当するものであります。住民の生活に直接利便を与える小売業の誘致や、多くの雇用を生み出す製造業の誘致には、このような優遇措置を葛城市は設けておりません。15年にわたるような優遇措置を葛城市は設けておりません。また、当然、真面目に固定資産税を納めている市民に対してもございません。全く不公平であります。

更に言えば、特定のホテル等の開業のために、葛城市民は15年間、財政負担を強いられることになります。この点については、先ほどの速水議員の理由の中にありましたが、財政負担がないということはありません。当初、条例案を提案した理事者側からの説明では、入ってきた固定資産税を翌年に渡すものだから、交付するものだから、財政負担はないですという説明をされたんです。私は、ですから、直ちに、いや、地方交付税の減額があるでしょうと。なら、訂正されました。しかしながら、どれほど地方交付税が減額されるのか。15年間にわたってどういうことが起こるのか。それに対する葛城市のマイナスが、何年たてば解消されるのか。こうしたことの財政見通し、これは梨本議員が求めていたところでありますけれども、全く資料が出てこない。ですから、私、ここで、どうなっていくのかということについて少し述べたいと思っております。

上限額の1,500万円の固定資産税と同額の奨励金を出せば、葛城市財政にとって年間1,125万円の減収となります。つまり、宿泊事業者の開業を優遇するために、一般会計から実質的に1,125万円が15年間、毎年、市民の負担となってくるわけであります。どうしてそうなる

のか。例えば令和10年度に開業したとしましょう。その年に上限額の1,500万円の固定資産税が葛城市に入る。この増収によって翌年、令和11年度の葛城市に対する地方交付税は、1,500万円の75％に当たる1,125万円が減額されてしまいます。もちろんこれは理論値ですから、減額は数年にわたって起こるわけですから、しかしながら、単年度で置き換えますと、1,500万円の税収に対して75％に当たる1,125万円が減収になるわけであります。つまり、歳入が1,125万円減収となる。したがいまして、この翌年、令和11年度には前年度事業者から受け取った固定資産税を1,500万円返すから、この部分だけを見ますと、一般会計にはプラスマイナスゼロになりますけれども、視野を普通交付税まで広げてその影響額を見た場合に、葛城市は毎年1,125万円が減収となると。したがいまして、15年で申しますと１億6,875万円が市の負担になるわけであります。なるというよりは、地方交付税が減収になるわけですから、どこかでこの減収分を一般会計の中で切り詰めていかなければならない。それはひいては市民の負担になるわけであります。

更に加えて言うならば、この15年間の減収分を回収する。つまり、この分を取り戻すためにどれだけの年月がかかるかということであります。16年目からはこうした1,500万円を戻す必要はなくなりますけれども、しかし、地方交付税からいうと、留保分は25％しかありません。つまり375万しかありませんから、これで15年間のマイナス分をプラスにしていくまでに45年かかるわけですよ。そしたら合わせて60年間、固定資産税については何のメリットもないんですよ、葛城市は。むしろ最初の15年は減収になる。こうしたことが起こるわけです。ところが、こうしたことが委員会でさらっと答弁だけがあって、資料が出てこない。梨本議員が継続審査にしても出てこない。唯一出てくるのは、他市が10年だから、それを上回る15年しなければ誘致するための武器にならないと。誘致するためには他市以上の優遇策が必要なんだと。これ一本やりなわけです。

しかし、我々議会は、葛城市議会基本条例というのを持っております。その議会基本条例には、８項目にわたって、市長が提案する重要な政策については、しっかりと論点情報を形成して、その政策水準を高めることに資するための、市長に対して次のことを明らかにすることを求めるとなってるんですね。その６番目が財源措置です。減収する1,125万円の財源の措置どうするのか。15年続くわけです。将来にわたるコスト計算、つまり、このコスト計算がどうなるのか。今、私、申し上げましたけれども、60年かかります。

政策の持続可能性、この点につきましては、私は非常にミスリードになったと思いますよ、最初に。いや、一般会計には全然影響はないんですと。入ってきた1,500万を、翌年、1,500万を返すだけですと。これだけの説明が先に行ったもんだから、だから、１者だけじゃなくて、２者、３者、誘致したらどうか。そんなことしたら3,000万穴が空くじゃないですか、毎年。これをほかの事業者も誘致するために、小売業あるいは製造業、これらについても平等にこうした優遇策を設けたらいいじゃないか。こんな意見まで出てきましたよ。でも、そういうことをすると更に穴が空く。これ、埋めようがないですよ、葛城市、こんなことになったら。だから、政策的な持続可能性においても、私は非常に大きな疑問がある。こういうことがちゃんと詰められてないんですよ。詰められないまま、結局は採決せざるを得ない。

私、これ、市民に説明つかないと私は思ってます。

ホテル来る。いいね。いや、葛城市民、1,100万円、毎年負担しまんねんでと。負担がかかりまんねんでと。ええ、となりますよ。だからそこまで含めてしっかりと議論できなかったのは、私は大変残念であります。

こうした税の不公平の観点から、また、財源見通しから、私はこの条例案には反対をいたします。葛城市の財政は住民福祉の向上のためにあるものであって、一部の事業者を支援するためにあるものではありません。

２つ目の反対理由ですけれども、財政の健全性を損なうことになります。財政は会計年度、単年度主義をとっております。年度を越える支出については、やはり慎重であるべきだと考えます。一般会計予算では債務負担行為を組むことになるわけですけれども、これは条例で15年の支出を約束するものでありますから、これはもう15年間縛られるわけです。その結果、60年間コストがかかるということになるわけです。私は、こうした予算編成など、将来にわたって縛ることになる。我々議員、任期は４年しかありません。この４年しかない議員が、そうした長期の財政支出を義務づける条例制定には、私は慎重であるべきではないかと思っております。

最後の理由ですけれども、私は、行政による過大な財政援助は、市場の効率性をゆがめ、経済のダイナミズムを失わせると考えます。市場が持つ競争性があるからこそ、効率的な資源配分が行われます。行政が過度の財政支援を民間事業者に行うべきではないと私は考えております。

最後になりましたけれども、私は、こうした優遇策によらずとも、企業の経営判断として開業メリットが葛城市にあるということで、事業者には開業していただきたいと思います。そうであれば、市民こぞって歓迎するでしょう。そして、我々が今、力を尽くすべきことは、葛城市が発展する中で、宿泊事業者が葛城市に開業の魅力を感じるようなまちづくりをしていくことではないでしょうか。日本の観光立国の基本理念として掲げられているのは、住んでよし、訪れてよしの観光であります。まず、地元に住んでいる人たちが、我々が、地域を愛し、日常の暮らしや文化に満足する。そのことがもてなしや地域の輝きとなって表れるわけであります。しかし、こうした財政負担についてのきちっとした議論が、あるいは市民に説明できるようなことがないまま、ホテル事業者とか宿泊事業者を受け入れるというのは、私は賛成できるものではありません。

以上をもって反対討論とします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

５番、西川善浩議員。

西川議員　私は、議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについて、賛成の立場から討論をいたします。

本条例は、市内におけるホテル、旅館の立地を促進し、観光振興や地域経済の活性化、さらには、市民の雇用機会の拡大を目的とした、将来への投資となる条例でございます。議論の争点として、ホテルなど開業奨励金を15年間交付することの妥当性やその根拠が十分でな

いとの意見が出されております。しかし、本条例の本質は、単に奨励金を交付することではなく、本市に新たな民間投資を呼び込み、将来にわたる経済効果を創出することにあります。

現在、自治体間では、企業誘致や宿泊施設誘致において激しい地域間競争が行われております。ホテル事業者は、立地条件や交通利便性だけではなく、支援制度の内容も含めて進出先を比較検討しております。近隣自治体と同程度の制度では選ばれず、葛城市ならではの魅力ある制度を設けることが他市との差別化につながります。本条例の15年間という奨励期間は、初期投資が極めて大きいホテル事業の特性を踏まえ、民間事業者がしっかりと定着できる環境を整えるためのものであり、十分合理性のある制度であると考えております。

また、本条例は、旧奈良県社会教育センターを含む葛城インターチェンジ周辺のまちづくりとも深く関係をしております。葛城インターチェンジ周辺は、先ほど速水議員からもありましたように、飛鳥・藤原の宮都にも選ばれた、本市の中南和観光の新たな玄関口として発展が期待されるエリアであり、宿泊施設の立地は、交流人口の増加だけではなく、飲食業、小売業、観光施設など、幅広い産業への波及効果が期待をされます。宿泊施設が立地することにより、人の流れが生まれ、周辺地域への消費が促進され、地域全体の活性化へとつながります。

さらに、本条例によって期待される効果は固定資産税だけではありません。宿泊客による市内での消費、関連事業への発注、地域事業者との取引、更には法人市民税など、多方面にわたる経済効果が見込まれます。１つのホテルが立地することで生み出される経済波及効果は、奨励金の額だけを見て評価すべきものではなく、地域全体への投資効果として考える必要がございます。

そして何より重要なのが、雇用の創出です。本条例には、市民を新たに雇用した場合の雇用奨励金が設けられております。人口減少が進む中、若い世代が市内で働く場所を確保することは極めて重要な政策課題でございます。働く場所があるからこそ、住み続けることができ、子育て世代の定住にもつながります。本条例は、単なる宿泊施設への支援ではなく、市民の雇用を促進し、本市の将来を支える働く場を創出するための制度でもあります。

また、本条例で交付するものは、補助金ではなく奨励金でございます。補助金は、行政が事業費の一部を負担する制度でありますが、奨励金は、一定の成果や条件を満たした事業者に対して、そのインセンティブに応じて交付される制度でございます。本条例においても、ホテルが実際に開業し、市民の雇用を創出し、固定資産税が課税されることを前提として初めて交付されるものでございます。先に税金を支出する制度ではございません。一定の成果があって初めて交付される制度であることからも、補助金とは性質を異にするものでございます。

もちろん制度に対する様々な意見があることは理解をしております。しかし、本条例については、これまで総務建設常任委員会において十分な説明がなされ、委員長報告にもあったとおり、委員会においても本条例案が可決をされ、制度の目的や内容についても議論が重ねられてまいりました。本市の将来に必要な施策を先送りする理由にはならないと考えております。

今、本市に必要なのは、この機を逃さず、未来への投資を進める決断でございます。地域間競争が激しさを増す中、判断を先送りすれば、企業やホテル事業者はほか自治体へ流れてしまう可能性がございます。その機会損失は、市民の雇用機会や地域経済の発展の機会を失うことにもつながります。

各議員の皆様におかれましては、本条例の趣旨をご理解をいただき、本条例を前向きにご審議いただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

３番、鷭本義明議員。

鷭本議員　私は、議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについて、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の条例は、ホテル等の開業を促進することにより、本市への交流人口や宿泊者の増加、地域経済の活性化につなげていくための取組であると理解しております。固定資産税を15年間にわたり、奨励金として交付するという支援策は、ホテル等の開業を促進する上で、本市の大きな特徴であると受け止めております。また、こうした制度を設けることによって、他市との差別化を図り、開業を検討する事業者に本市を選んでいただくという考え方についても理解しております。ホテルの開業は、宿泊施設が整備されるということだけではなく、市内の飲食店や商店、観光、交通、更には雇用など、様々な分野への波及効果が期待されます。

一方で、15年間にわたる支援策であるからこそ、その効果をしっかりと検証し、将来にわたって市民の皆様にとって意義のある取組としていくことがとても重要だと考えます。今後は、ホテル等の開業による経済効果や市内事業者への波及状況、雇用の創出などについても検証し、その効果が市民の皆様の暮らしの向上につながるよう取組を進めていただきたいと思います。

また、開業に当たっては、周辺環境や市民生活への配慮も大切です。関係者との丁寧な連携を図りながら、市民の皆様に理解される取組として進めていただくことを望みます。ホテル等の開業促進を単なる施設誘致にとどめることなく、市内事業者の活性化や雇用の創出、交流人口の増加など、地域全体の発展につなげていただくことを期待し、本条例の制定に賛成いたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

６番、杉本訓規議員。

杉本議員　議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

委員長報告の中に質問させていただき、ご対応いただき本当に感謝しております。私が考えるに、葛城市でやっぱり今、何が一番足らんのかなというふうに、観光とか力入れてますし、スポーツにも、立派なサッカーグラウンドがありますし、ただ、やっぱりホテルというのがないんですよね。先ほども申し上げましたけども、葛城市にホテルができると、葛城市の人はあんまり泊まらんと思うんですよ。興味本位で泊まるかもわからないですけども、やっぱり市外、県外、国外の方々が葛城市に来る。サッカーでもいいじゃないですか。サ

ッカーの合宿で訪れたときに泊まるであったり、今、それが全くできない状態なんですよね。それは今の段階でできてなかったら、やっぱり理事者としては突出した何かが欲しいと思うのは当たり前やと思います。

ただ、皆さんおっしゃるとおり、市内の経済というのを活性させるために、しっかりとこれを使って、委員会の中でも、市長に、武器を持っていただいてっていう話出たと思うんですよ。武器持ってるだけやったら意味ないですよ、市長。しっかりこれを活用して、今、葛城市に足らないホテルをしっかり誘致して、社会教育センター跡地も踏まえてという話出てましたけども、ただ制定するだけやったらあまり意味ないと思うんです。これでしっかりとアピールしてっておっしゃってましたけども、委員会で、僕、民間のホテルの方とか、しっかりと話を、足を運んで、こういった歓迎の体制ができてますので、葛城市でホテルをって話をしっかり動いてもらわんとあかんと思います。ただつくっただけで、皆、見てくださいでは、はっきり言って何の効果もないんで、突出した制度をつくる以上は、しっかり慎重にやっていただき、そして、もし、ホテルが来た場合、来る場合でも、来た場合でも、しっかり議会に説明して、こういう経済効果が生まれるというのも、人材も雇用していただけるし、経済効果もあるし、例えば１人宿泊していただいたら、周りの飲食店の経済効果も考えれるわけじゃないですか。そういうのもしっかりと算出していただいて、議会に説明していただけるようしっかりと頑張っていただきたいと思います。

先ほども最後に言いましたけども、やっぱり委員会等で出る質問に対してしっかり真摯に答えていただき、皆さんは、賛成するように持っていけるようにしっかり努力していただきたいと思います。

以上です。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員　私は、今回のこの条例制定に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

観光を主力とする、また、市内の地域経済の発展のために、ホテルを誘致できる施策を進めていくことは非常に重要であります。また、市としてこの本条例をつくることによって、谷原議員の先ほどの討論にもありましたように、また新たな課題、新たな財源を生み出すように、そのスパイラルをしっかりと持っていくということが重要であります。それができるかということについては、このホテルがかなり影響してくるのであれば、幸いであるというふうに思っています。

ただ、これは非常に市としては重要施策であるということです。委員会で数時間の議論をしていただきましたが、傍聴させていただいておりまして、それが満足した議論であったという方もいらっしゃいましたが、私も傍聴していて、非常に市長に対して職員が、これだけのデータをそろえたから、市長、行きましょう、参りましょうというような、そういう答弁ではなかったというふうに思いました。市長を支える職員側は、もっとしっかりしたエビデンスをつくって、そこに熱意を込めてやっていただけるものと期待をしておりました。それをまたいろんな場所で理事者のほうにも言っておりましたけれども、重要施策検討委員会と

いうのがあって、そういうところでしっかりもんでいく。そして財政部もそこには入っていただいて、財政にどう影響あるかというのは、当然、重要施策として検討する場として議事録も取ってもらうべきだというふうに思います。これがなかなか反映しなかった委員会であったというふうに私は受け止めました。

職員が、自分たちは絶対これをやるという、職員からその思いを市長に届けて、市長も、じゃあ、それやろうかというようなことになってるのか。何かうちの行政の中では、市長の思いばっかりが強くて、それにうまく応えていってるという中で、非常に精査する時間というのと、それに対するエビデンスをそろえる力というのがないと思います。職員さんに新たにこういうことを申し添えるということは厳しいことに思いますが、議会もそのエビデンスによって議論をして、責任ある議決をしなければならないんです。最終的には議会の責任もあるんです。そのことはしっかりと受け止めていただきたいなというふうに思いました。

我々は何を基にこの採決をするのかと改めて思いますと、しっかりしたやっぱり議論を進めるために、誰もが納得する、議員全てを納得させる、そのパワーを出し切っていただきたいというふうに思います。

これは、賛成をするという理由は、今、本当に葛城市にはホテルを誘致しなければいけないような状況になってまいりました。飛鳥・藤原の宮都という世界遺産の近隣にいる市が、特に奈良県の中南和が活性化する、本当に強い武器を出さないと来てくれないということもあるのか、ないのかと。でも葛城市はそれを選んだんです。その分、新しい財源を生み出す力、これについてしっかり検討してください。これを新たに、私はその中の議論になかったんですが、今度はこれによってどういう経済効果があるかという指標は、難しいと言われましたけれども、例えばどんな分野にあるということぐらいもしっかりと言っていただく。そして、まず、その中に雇用促進、雇用の奨励金、これはやっぱり必ず頑張っていただきたいなというふうに強く求めます。

ですので、いろいろと、この委員会の中で、この条例の決議の中で、しっかりともうちょっと申し添えておかないといけないなというようなこともできてるのかなというふうに思いますので、私は、葛城市のホテル等の開業促進に関する条例を制定することについて、賛成しなければいけないというふうに改めて思ってます。ですので、それを制定するのに議員がしっかりと確認していける。これからも長年そのことについてしっかりと報告をしていただけるような、そういう考えを持っていただきたいということを改めて付け加えまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

９番、奥本佳史議員。

奥本議員　私は、この条例案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今、何人か賛成された方とほとんど一緒なんですけど、私がまずこの条例必要かなと思う理由の一番は何かというと、数年前に誘致したサッカーの少年の全国大会なんです。そのときに、チームの子どもたち、同行する保護者含めて600人の宿泊を確保するのにだいぶ苦労

したんです。市内にはもうありませんでしたので、周辺、山越えて大阪まで宿泊所を確保しに行きました。そういった経緯がありまして、やはり切実に宿泊があったらいいなというのが、まずそれが第一です。

それと、今回、この委員会の審議をネットでずっと拝見してたんですけども、どうも固定資産税のところに議論が偏ってたかなと。これ、残念な点なんです。私が、今、川村議員おっしゃったように、雇用が一番だと思ってるんです。理事者のほうから資料として、このホテルの誘致に関する支援制度、全国のやつの資料を出されてますけども、この雇用促進に関して言うと、葛城市は見劣りするんですよ。葛城市は奨励金として１回につき10万円。ところが、金額ベースでいうと、10万円というのは１つの自治体だけで、ほかは15万円とか30万とか20万とか、あるいは毎月２万円。だから、やっぱりほかに勝つためであれば、ここの部分をもう少し手厚くしてもらいたかったなという感じがしました。

そもそも、条例をつくるに当たって、一番の我々議員が守らないといけない、気をつけないといけない、これはもう理事者も一緒ですけども、条例を制定するために、２つ、やっぱりあるんですね。１つは、町村の行政がどれほど進展するか。もう一つは、住民の福祉がどれほど現在より伸びるか。この２つなんですよ。住民の福祉がどれほど伸びるかというとこを見ると、私、やっぱり雇用しかないかなと。地域経済に対する波及効果ってありますけども、それ以前に、まず雇用かなと。

ちょうど今年になって、内閣府と厚生労働省と総務省が雇用に関する統計を出してます。その中で、大体どこも似たようなことなんですけども、総務省が、若者の雇用に関する調査結果を発表してるんですね。特に地方で若者の雇用というか、就職が少ない原因というのを言及されてます。読みますね。すなわち地方では、賃金や安定性、やりがい等の点で良質な雇用が不足しているため、若者が相対的に良質な雇用を求めて東京圏に流出するという事態が生じているものと考えられる。そして、このような若者流出による人口減少は、労働力人口の減少と消費市場の縮小という形で、地域経済の供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、地域経済を負のスパイラルへと陥らせている。

葛城市、高校から市外に出て、そのまま市外で就職される方がやっぱり多いです。その方たちを呼び戻すためにも、地域の若い方が働ける場というのが必要になってくるんです。そういった意味で、私、一番雇用が重要かなという気がしております。

雇用、これも私の経験からですけども、かつて、うちの会社は九州に工場を持ってました。今から61年前、当時、戦後十数年たって、九州には働く場がなかったんです。うちが行った大分県というのは、漁業と林業しかなかったんですね。ほとんどの方が集団就職で奈良県とか都市部に来られてました。当時、大分県知事と町村の首長が、奈良県のいろんな業界を回って、人を採るだけじゃなくて、こっちのほうにも会社をつくってほしいという要望をされまして、うちも進出したんですけども、そのときに、当時の法律というのは、私、分かりませんし、どういう条例があったか分かりませんけども、かなり手厚く、立地の面であったりとか、優遇を図っていただいたようです。ただ、その条件として、地域の雇用を確保してほしい。一応それを受けてずっと私たち、会社として、地域の雇用最優先で、求人を出しても、

やっぱり何人かあったら、まず最優先として地域の子を優先するということで続けてまいりました。

最終的に2000年に会社を引き払うときに、お世話になった地域に挨拶に回ったら、何人かの方が、出ていかれるのは寂しいけども、来ていただいてよかったと。お宅が来られたおかげで、うちは働けて、子どもを大学まで行かせられました。そういう方がやっぱり何人かいらっしゃったんです。そこで初めて私、やっぱり雇用って大事やなという気はするんですよね。だから、葛城市にまずこのホテル必要ですけども、雇用の面で、この条例制定したら、雇用のほうをやっぱり企業に対して働きかけていってほしいと。これだけお願いとして付け加えて、賛成とさせていただきます。

長くなってすいません。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

増田議長　ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

（「動議を提出するため、発言を求めます」の声あり）

増田議長　７番、梨本洪珪議員。

梨本議員　ただいま議第57号議案が可決となりましたことを受けまして、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯決議を求める動議を提出いたします。日程に追加し、議題とされることを求めます。

増田議長　賛成、附帯決議の賛同者おられますか。

（「賛成」の声あり）

増田議長　ただいま議第57号議案に附帯決議をすることの動議が提出をされました。所定の賛成者がありましたので、この動議は成立をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻につきましては、追って連絡をいたします。

休　憩　午後２時５７分

再　開　午後３時５０分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合によりまして延長いたします。

先ほど梨本議員から、議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯

決議を求める動議が提出をされ、所定の賛同者をもって成立したことを受け、休憩中に議会運営委員会を開催願い、決議案の審議方法につきましてご協議をいただいております。

その会議概要について議会運営委員長より報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長　それでは、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、動議として提出された附帯決議案の審議方法について協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

本附帯決議案につきましては、この後、日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とし、提出者から内容説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

増田議長　議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りをいたします。

本決議案の審議方法については、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、審議方法につきましては、議会運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第１、発議第４号、議第57号葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯決議についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

７番、梨本洪珪議員。

梨本議員　ただいま議題となりました発議第４号、議第57号葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯決議案について、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

私は先ほど、議第57号の原案には反対いたしました。それは、ホテル誘致そのものに反対しているからではありません。固定資産税相当額を最大15年間交付する制度であるにもかかわらず、市内の宿泊需要、支援期間別の財政影響、この制度が事業者の立地判断に与える効果、指定や返還に関する具体的な基準について十分な根拠が示されなかったからであります。しかし、議会の多数によって条例が可決された以上、議会には、この制度が公平かつ透明に運用され、将来に過大な財政負担を残さないよう、最低限必要な事項を明らかにする責任があります。

本附帯決議案は、先ほどの採決を蒸し返すものではありません。また、ホテル誘致を妨げるものでもありません。条例が成立した以上、ホテル誘致を積極的に進めると同時に、支援の必要性、追加的な誘致効果及び財政への影響を継続して確認することを真に求めるものです。

それでは、附帯決議の案文を朗読いたします。

議第57号葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯決議。

本市に宿泊施設を誘致し、観光振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化につなげるこ

とは重要であり、議会としてもホテル誘致を進める必要性を認める。

一方、本条例による奨励措置は、固定資産税相当額を最大15年間交付する長期の財政支援であるため、公平性、透明性、追加的な誘致効果及び財政上の持続可能性を確保しなければならない。よって、市は、本条例の施行及び運用に当たり、次の事項を確実に実施すること。

１つ、奨励金だけに依存せず、事業者への情報提供、候補地及び関係手続の調整、庁内の一元的相談対応など、ホテル誘致を積極的かつ迅速に進めること。

２、最初の指定を行うまでに、市内の宿泊需要及び供給状況、支援期間別の財政影響並びに指定、営業継続、市内雇用、取消し、返還及び添付書類省略に関する客観的基準を整理し、議会へ報告すること。

３、施設ごとの指定に当たっては、本制度が立地、投資規模、開業時期、または市内雇用に与える追加的効果及び公益上の必要性を確認し、その判断過程を文書で保存すること。施行前から進行している事業については、支援の追加的効果を特に慎重に確認すること。

４、毎年度、指定施設、交付額、市内常用雇用者数、営業状況、宿泊実績、税収及び関連経費を含む財政効果並びに取消し、休止または廃止の状況を取りまとめ、議会へ報告し、公表すること。

５、条例施行後３年以内に制度の誘致効果及び費用対効果を検証し、効果が十分に確認できない場合、または社会経済情勢が変化した場合は、支援率、期間、上限額、対象要件及び新規指定の停止を含め、条例改正、その他必要な見直しを行うこと。

以上、決議する。

令和８年９月18日。葛城市議会。

以上が附帯決議の案文であります。

第４項におきましては、企業秘密や個人情報の公開を求めるものではありません。法令上保護すべき情報は保護しつつ、公金の交付額、雇用効果、営業継続、財政効果など、市民への説明に必要な情報を公表する趣旨でございます。

また、第５項の、条例施行後３年以内は、３年で制度を終了させる趣旨ではございません。最長15年間の制度であるからこそ、効果が確認できないまま長期間運用するのではなく、一定期間後に必ず立ち止まり、最初の検証を行う期限として３年を定めるものでございます。１年では、事業者の検討、建設、開業等の動きを把握するには短か過ぎます。一方、５年を待てば、その間に複数の指定が行われ、長期の支援が積み重なる可能性がございます。そのため、制度の終了期限ではなく、早期に修正するための最初の検証時期として３年以内としています。また、３年以内に指定や開業がなかった場合も、その事実自体が制度に十分な誘致効果があったかを検証する重要な材料となります。

本附帯決議案は、条例に賛成された議員にとっても、ホテル誘致政策の透明性と信頼性を高めるものです。条例に懸念を持つ議員にとっても、制度の効果と財政負担を継続して確認するための最低限の安全措置となります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

増田議長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川議員。

西川議員　議第57号葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯決議について質問をさせていただきたいんですけど、４項にある、毎年度、指定施設、交付額、市内常用雇用者数、ここまではいいかなと思うんですけど、この次の、営業状況と宿泊実績、税収及び関連経費を毎年度、議会へ報告し、公表することということを附帯で条件として書かれておると思います。条例案のこれについて、もともとの条例案に関して足を引っ張るものではないというご理解であるかとは思うんですけど、例えば誘致して来てもらう事業者が、これについて足かせになるところということは、もしかしたら、出せないということも考えられると思うんです。その辺については、民間事業者なので、なかなか、税収と関連経費というところ、税理士さんに報告するような内容のことになってきたりもするのかなというとこも、この文章では読めてしまうんですけど、その辺に関してはどういうふうにお考えなのか。それで、要は、元の条例案に対して足かせになるようなことはないのかというところだけ、お聞かせ願いたいなと思います。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　先ほどの西川議員のご質問にお答えいたします。

先ほども提案の際に少し触れさせていただいたんですけれども、決して、この趣旨は、企業秘密や個人情報の公開を求めるものではありません。営業状況などは、奨励金を適正に交付するために市が本来把握すべき情報だと私は考えています。15年間の支援制度である以上、毎年度の確認と議会報告は、過度な負担ではなく、必要な管理業務であると私は考えておりますので、特に法令上、保護すべき情報は保護しつつ、公金の交付額、雇用効果、営業継続、財政効果など、市民への説明に必要な情報を公表していただきたいという趣旨でございます。

以上です。

増田議長　西川議員。

西川議員　秘密保護法の中で許せる範囲というところでお聞かせ願ったんですけど、それ以外でも、事業者がやっぱりそれは見せたくないという、もしかしたら、市のほうにというとこに関しては、それでも報告する。事業者が、この営業状況であって、例えば関連経費とかのところが結構どうなのかなというところが、出せる、出せへんがいろいろと出てくるかなと思うんですけど、その辺に関しても、無理に事業者に対して求めるものではないという理解でよかったでしょうか。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　ご指摘のとおりでございます。

増田議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第４号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第65号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第59号及び日程第17、議第62号の２議案を一括議題といたします。

本２議案は厚生文教常任委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長　ただいま上程されております議第59号及び議第62号の２議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第59号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについて、また、議第62号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについての２議案につきましては、いずれも質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教常任委員会の報告といたします。

増田議長　以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

日程第16、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第63号及び日程第19、議第64号の２議案を一括議題といたします。

本２議案は、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

９番、奥本佳史議員。

奥本（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長　ただいま上程されております議第63号及び議第64号の２議案について、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会の審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第63号、財産の取得について（書庫用集密書架等）であります。

質疑では、入札参加者が１者であったが、入札参加の条件に合う事業者は全体で何者あったのか。また、そのうち市内業者は何者かという問いがあり、今回の一般競争入札については、事業者の対象を全国としており、参入可能な事業者は多数存在する。市内事業者については、今回調達する集密書架を取り扱うことができる事業者について全ては確認できていないが、取扱い品目として登録している事業者は４者であるという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、落札された業者はどのような事業者か。また、金額が大きいため、市内事業者も参加できるよう分割発注という方法も考えられるが、検討はされたのかという問いがあり、落札事業者である株式会社カギオカは、什器の卸の取りまとめを行っている事業者である。分割発注の検討については、書庫用集密書架を発注するに当たり、設置エリアごとに分割して発注することは不可能というわけではないが、今回は同種の書架を一括して据えることになるため、分割するとその分の経費がのる懸念があったため、一括して同種の什器を発注させていただいたという答弁がありました。

この答弁を受け、参加業者が１者のみであったことについて何らかの分析をしているのかという問いがあり、入札参加者が１者となった背景について把握しきれていない部分もあるが、今回調達する什器は、その集密書架の部分に関して比較的特殊な仕様であり、製造できるメーカー自体が限られている。そのため取扱いが可能な事業者もおのずと絞られることとなる。そのような状況において、奈良県内エリアで広く事業を展開されている事業者がある意味で優位性を持っていたのではないかと思うという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号、財産の取得について（庁舎事務室用什器等）であります。

質疑では、なぜ書架と什器を分けて発注したのかという問いがあり、経費の部分だけを捉

えると、一括して発注したほうが効率を図れた面もあったかと思う。しかし、今回の発注に関しては、規模が大きく、物品を一度に搬入し、整理しながら搬入する必要があるため、品目ごとに納入実績がある事業者で絞らせていただいた。そのため、同時に扱っている事業者が数多くいないため、分けて発注をした。また、品目ごとに条件を設けることにより、その分野を専門とする特異な事業者にも参加の機会を与えるということになるので、そうした意図も含め、今回の発注方式としたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の付託議案の審査概要及び結果の報告といたします。

増田議長　以上で、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

日程第18、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第64号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第66号から日程第22、議第68号までの３議案を一括議題といたします。

本３議案は予算特別委員会に付託をされておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長　去る９月１日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第66号から議第68号までの３議案につきまして、９月９日午前９時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第66号、令和８年度葛城市一般会計補正予算（第２号）の議決についてであります。

質疑では、観光振興事業の登山道整備のための測量設計等委託料について全額減額となった理由は、また、今後の予定はとの問いがあり、国の補助金を活用して事業を実施する予定であったが、今年度、補助金をもらえる見込みがなくなったため減額をさせていただく。当初の予定では、令和８年度から令和12年度の５か年で事業の実施を予定していたが、令和９年度から令和12年度の４か年に変更して今後事業を実施させていただきたいと考えているという答弁がございました。

また、別の委員からは、農業振興事業のユズのモデル園整備のための耕耘除草等作業委託料について、委託先と積算内容は、また、土地に関する費用が計上されていないが、どのように考えているのかとの問いがあり、市内の造園業者等に委託する予定で見積り等もとらせていただいており、耕耘に係る費用約16万円、除草工に係る費用約86万円ほどで積算している。場所については調整中であるが、今のところ、市の所有する土地での実施を考えているため、地代等については計上をしていないという答弁がありました。

また、委員からは、地域の農業者が主体となってやっていただくのが一番だと思うが、成育過程には誰がどのように携わっていくのかとの問いがあり、主になるのは市の職員と考えている。奈良県の中部農林事務所にもご指導いただきながら、たくさんの方に興味を持っていただき、ご協力いただけるような形でいろんな手を考えながら進めてまいりたいという答弁がありました。

また、別の委員からは、急を要するものではないと思うが、当初予算ではなく、今回の補正で上がってきた理由はとの問いがあり、令和７年度に耕作放棄地対策検討支援業務を行った。工期が２月末であったため、苗代以外は当初予算には計上できなかった。その後にいろいろ検証し、本来であれば令和９年度の当初予算に上げるべきものであるが、ユズは植付けから収穫までに５年かかるため、１年間遅れると収穫が１年間遅れるということになることから、なるべく早く実施できるよう今回補正をお願いしたという答弁がございました。

また、部活動地域展開事業の備品購入費、施設使用料の内容はとの問いがあり、この補正予算は、公益財団法人スポーツ安全協会が実施している補助事業が採択されたことに伴い計上したもので、購入する備品は、地域クラブの指導者にヒアリングを行い、公平性や必要性を十分に吟味して調達を進めていく予定である。現在のところ、補助バッテリーやユニフォームと聞いている。また、施設使用料は、市内の卓球場を借り上げて活動したほうが子どもたちにとってよいと判断したことにより必要となるものであるという答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議第67号、令和８年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第１号）の議決につ

いてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第68号、令和８年度葛城市水道事業会計補正予算（第２号）の議決についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告といたします。

増田議長　以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

日程第20、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第68号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議第69号、令和８年度葛城市一般会計補正予算（第３号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました議第69号、令和８年度葛城市一般会計補正予算（第３号）の議決について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億8,633万円とするものでございます。補正内容につきましては、相撲館の空調設備の故障及び忍海小学校の非常用放送設備の故障に対応するため、設備更新に係る経費の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第69号議案につきましては、本定例会で設置をされております予算特別委員会に付託をし、審査を願います。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休　憩　午後４時２６分

再　開　午後５時３０分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいまペーパーレス会議システム等に配付をいたしております議事日程に記載のとおり、議第69号議案を日程に追加し、直ちに審議を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加し、直ちに審議を行うことに決定をいたしました。

それでは、追加日程第２、議第69号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長　先ほどの本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第69号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、小学校管理事業、工事請負費、忍海小学校の非常放送設備の故障について、専決等で早急に対応することはできなかったのかとの問いがあり、故障については早急に対応する必要があると考えているが、対応に当たって、専門業者立会いの上での調査や費用の確認等が全て確認できた時点で既に定例会が始まっていたため、今回の補正予算として上げさせていただいている。もし、何かあったときの対応としては、自動の非常用放送が切れる形にはなるが、手動で放送は可能であり、火災については、発見された場合に非常ベルが鳴り、職員室で場所の確認ができるため、万一のときはその対応をとるように学校と協議をさせていただいているとの答弁がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑、意見、要望等が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告といたします。

以上です。

増田議長　以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議第69号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案どおり可決されました。

次に、日程第24、発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

８番、吉村始議員。

吉村物資集積拠点に関する調査特別委員長　ただいま議題となりました発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議につきまして、本定例会会期中の９月９日に開催されました本特別委員会におきまして、藤井本副委員長より提出された動議に基づき、委員会発議とすることが決しましたので、本特別委員会を代表いたしまして、提

案の理由をご説明申し上げます。

本特別委員会は、令和８年３月27日の本会議において設置されて以来、葛城市土地開発公社が令和７年12月に購入した物資集積拠点について、取得に係る一連の経緯並びに取得方法に関する意思決定の妥当性、また、物資集積拠点自体の問題点などについて鋭意調査を進めてまいりました。

委員会といたしましては、地方自治法第98条第１項の権限により、関係部局への質疑や資料の提出要求を通じて事実関係の把握に努めてまいりました。しかしながら、これまでの任意の調査におきましては、意思決定の核心に迫る重要な記録や資料が存在しない、あるいは提出できないとされるばかりか、執行部において、法令上必要な手続、債務負担行為等を事前に認識しながらも、意図的に看過して進められた疑いが浮上し、さらには、組織としての内部統制が著しく欠如している実態が明らかになりました。執行部からの答弁は、極めて不明瞭かつ不誠実であり、これ以上の任意の調査では真相の究明に至らないのが実態であります。

本件は、市民の皆様の貴重な税金が投入される重大な事業であります。現在も当該物件は塩漬け状態となっており、公社が借り入れた資金に対する高額な利息が日々発生し続け、市民への財政的負担が拡大しているという極めて憂慮すべき事態に陥っております。そのプロセスにおける数々の疑義をこのまま看過し先送りすることは、市民の負託を受け、行政への監視機能、チェック機能を果たすべき議会の責務を放棄することにほかなりません。よって、これまでの調査の限界を突破し、本件に関する事実関係を客観的かつ徹底的に究明するためには、本特別委員会に対し、より強力な調査権限を付与することが不可欠と考えます。

具体的には、地方自治法第100条第１項の規定に基づき、葛城市土地開発公社が物資集積拠点を購入する際の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限を本特別委員会に付与するものであります。併せて、調査の対象を改めて明確にし、物資集積拠点の取得経緯並びに取得方法、そして取得した物資集積拠点の問題点に関する一切の事項とし、本件が完結するまで閉会中の継続審査ができるものといたします。これにより、市民の皆様の市政に対する信頼を回復するため、本議会が一致団結して真相究明に臨む確固たる姿勢を示す決議であります。

議員各位におかれましては、本決議案の趣旨を深くご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますよう強くお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

増田議長　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会提出の議案でございます。会議規則第37条第２項の規定によりまして、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

鷲本議員。

鷲本議員　私は、本件について、早期の解決によって市民の負担を最小限に抑えることを最優先に考え、現時点での百条委員会設置に反対の立場から意見を申し述べます。

本件については、議会への説明不足や手続上の課題、アスベスト等の重要事項について十分な説明がされていなかったことを重く受け止めています。しかし、説明責任を求めることと百条委員会を設置することは別の問題です。現在も、調査特別委員会で資料提出や質疑において事実関係は少しずつ明らかになっています。まずは現在の調査を尽くし、必要な資料と説明を求めるべきと考えます。

また、百条委員会の設置によって調査が長期化すれば、本件物件の方向性の決定が遅れ、土地開発公社の利息負担など、市民負担が更に増える可能性もあります。私は真相究明を軽視しているわけではありません。今、必要なのは、市長及び理事者側による文書での包括的な説明、管理監督責任、政治的責任の明確化、外部の専門家を含む第三者による客観的な検証、本物件の売却等、今後の方針の早期提示であると考えます。

百条委員会は真相究明のための制度であり、それ自体が問題解決を決めるものではありません。検証と方針決定を並行して進め、市民負担を抑えながら早期解決を目指すことが、今の議会に求められている責任だと考えます。市長の管理監督責任及び政治的責任は極めて重いものと認識しております。その上で、市民の利益を守る立場から、現時点での百条委員会設置には反対いたします。

以上です。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

７番、梨本洪珪議員。

梨本議員　私は、発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議について、賛成の立場から討論いたします。

今回の100条調査権の付与について、私は個人を追求するためのものだとは考えていません。一番大切だと思っているのは、市民の皆さんから、結局何があったのですか。誰がどのような判断をして進めたのですかと聞かれたときに、私たち議会がきちんと根拠を持って説明できるかどうかです。委員会では、市長が責任を持って調査するというお話もございました。私はそれを否定するつもりはありません。市長には市長の立場で、ぜひ責任を持って調査していただきたいと思います。しかし、同時に議会には議会の役割がございます。市長が調査することと議会が独立した立場で確認することは、どちらか一方を選ぶものではありません。それぞれの立場から確認することで、市民にとってより納得できる結論につながると考えます。

また、今回の調査には200万円以内の予算が想定されています。200万円は決して軽い金額ではありません。市民の皆さんからお預かりした大切な税金でありますから、その必要性は厳しく考えなければなりません。しかし、一方で、土地開発公社がこの物資集積拠点を取得するために借り入れた金額は２億5,737万円です。返済予定表では、毎月およそ60万円から

65万円の利息を支払いながら、元金は１円も減っていません。年利３％ですから、単純計算すれば、年間約772万円の利息負担になります。私は、200万円の調査費用を厳しく見ることも、この利息負担を厳しく見ることも、どちらも市民のお金を大切にするという同じ視点だと思っています。だからこそ、この問題を曖昧なまま長引かせるのではなく、事実関係をしっかり確認し、市民に説明できる状態にしなければなりません。

調査の結果、行政の判断や手続に問題がなかったのであれば、議会として調査した結果、問題は確認されませんでしたと胸を張って報告すればいい。逆に改善すべき点があれば、それを明らかにし、二度と同じ問題が起こらない仕組みにつなげればいい。行政をチェックすることも、市民に事実を説明することも、議会に与えられた大切な役割です。その役割を果たすために必要な調査権限であると判断し、私は本議案に賛成いたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

１番、福本善之議員。

福本議員　私は、発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する議決について、私は反対の立場で討論をいたします。簡潔に申し上げたいと思います。

まず、議会から、葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議に記載されております、速やかに処理することを強く求める文書が提出されております。利息もかかってまいりますので、これは速やかに処理してほしいと思っております。また、百条委員会を開くことにより、処理がしにくくなることを強く懸念いたします。

債務負担行為、ずさんな不適正な事務につきまして、98条の調査で明らかになりました。どこで目詰まりを起こしているのかは、内部統制を含めて調査をしていき、再発防止策をしっかり作成してもらい、議会に提示して更に議論していかなければいけないと思っております。

市長、副市長からは、議会への協議、伝達不足の謝罪や、債務負担行為、内部統制の調査をすると言われており、これを待つ必要性があると考えます。また、証人を呼ぶのであれば、参考人招致をしていけばいいと思っております。様々な問題は、百条委員会という、現在200万と言われているお金をかけなくても、インターネット中継も行っており、信憑性は担保されていると考えますので、98条の中でもまだ追求できると考えております。

以上、反対討論とさせていただきます。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

13番、藤井本浩議員。

藤井本議員　発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議について、賛成の立場で討論いたします。

これを購入されたのが昨年の12月。12月から、そこで問題視をされて、次の議会となればもう１年がたとうとしてます。議会の中でもチェック機能が必要なために、今年の３月、98条の調査特別委員会を立ち上げて調査をさせていただきました。順番どおり、まず約１か月余りかけて書類の提出を求め、その書類に基づいて、また、98条ですから、説明を受けたところであります。これで完結したのであれば、もうそれでいいかと思うわけですけども、先

般、市長の気持ちというのも私は理解をしております。不思議なことが起こっているというふうな言葉もございました。市長自身も調査を進めていくというような発言もあったわけでございますけども、議会の役割として今日まで調査をしてまいりました。

98条でこのまま調査を進めていくと、土地開発公社での購入ということになりましたので、説明員としてしか来ていただけない。やはりきちっとした証言をいただくというのは、百条委員会でないと証言というのはいただけないわけです。また、既に該当された、当時の土地開発公社で退職された方もおられます。そういう方に証言という形でいただくには、今までやってきたところに100条を付与する。この方法で早く解決をして、今後このようなことのないようにするのが、チェック機能を働かせて、ちゃんとした答えを出すというのが、我々議会の役割であり、私たちはその務めを果たさなければならないというふうに考えており、賛成といたします。

以上です。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

４番、速水一生議員。

速水議員　発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権限付与に関する決議について、反対の立場から討論させていただきます。

市民の代表者として品位と名誉を損なわないように、常に人格と倫理の向上に努めていく上で、当然、問題がありましたら、透明化、クリーン化されなければいけません。しかしながら、その方法、手順、道理を簡略化していいとは限りません。議会としてしっかりするべきことを行ってから進めていくことが大事だと思います。

ましてや、今回の委員会発議、100条調査権限の付与では、調査特別委員会の委員全会一致ではなく、約200万円の予算が予定されているわけです。しっかり道理を通してから皆様の大切な税金を使うべきであります。

地方自治法第115条の２、２項において、普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のために必要があると認められるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるとあります。出頭は強制ではなく、虚偽の発言をした場合でも偽証罪には問われることはございません。

今回の件で申し上げますならば、必要と思われる方々において、参考人招致の出頭を拒否されたり、また、返答の拒否や黙秘があった場合には、改めて100条調査権限を付与し、証人喚問を行えばよいのではないでしょうか。

上記の理由から、このたびの100条調査権限の付与に関しましては、市民の皆様の批判となるべく、方法、手順、道理を示せていないのではないかと判断し、反対とさせていただきます。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員　私は、発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

行政手続において、現時点において、98条の特別委員会で調査未了とされている大きな部分でございます。まず１つ目が、令和７年７月２日に財務部が県に事務手続について確認している。この事実は、過去より債務負担行為は行っていないと主張することと矛盾してきます。行政内部で事務手続に対して二分化していること自体がおかしいと思います。また、上層部が二分化していることを知らなかったとする答弁、このようなことを平然と議会に言うことは、行政組織の報告義務を怠っているとしか思えないです。この確認作業は、退職している人も呼び出して、まず確認をしなければならない。

そして２つ目は、公社の理事会で、この物件が問題であることを行政と同じ人間が共有している。後で問題になるという認識を誰一人表面化させないで理事会を閉じているのが理解できない。行政サイドに問題事項を報告しても何ら問題ないと考えるが、公社と行政幹部それぞれの問題意識を確認しようとしても、今の特別委員会ではできないために、今回は100条を付与し、購入における意思決定のプロセスを引き出さなければならないと思います。行政の在り方としては大変重要なことです。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

６番、杉本訓規議員。

杉本議員　私は、発議第２号について反対の立場で討論いたします。

今回、委員会の皆様の調査のおかげで、かなりずさんなところが明るみになったと思います。終わりではないですけども、皆様、反省されること、理事者の方も謝罪されましたし、一定の成果はあると私は考えております。

昨年の12月からこの話出てまして、やはり問題点として１個目に私が言うてるのは、議会への報告、議会への理解してもらうやり方、ここにもしっかりと追求させていただき、市長のほうから改善していただくと。事務手続に関しても、不手際があって不思議なことがあった。確かにこれも追及していかなあきません。それに関しては、副市長からもしっかり調査をしていくというお答えいただいてます。

そして、僕から質問させていただいて、市長、これ、最後、どう責任とるんですかという問いに対しても、責任を持って代表として責任をとらせていただくという言葉をいただいております。それによって、やっぱり理事者の方々も身を引き締める思いで次から仕事をやっていただけると信じてますし、やっぱり今の起こってる問題、議会から追及した問題、議会が追及したことによって出てきた問題、これをしっかりと次に向けて改善していただきたい。

これに対してしっかりと改善していただけない場合は、更に追及する必要があると思いますけれども、今の段階で理事者の方々はしっかりと説明していただき、しっかりと当時の覚えてる範囲で言うていただけると思ってます。これで今100条を付与して、更にもう一回同じ方を呼んで証言していただく。これはまだ一足早いんじゃないかと私は考えております。だからといって、我々は、私は追及することをやめることはございませんので、今の議会に対しての接し方、そして報告の仕方、そして責任のとり方、これについてはしっかりと見守っていきます。

市長、副市長、しっかりと自分の言った言葉を思い出していただいて、調査もしっかりしていただいて、責任もしっかりとっていただいて、引き続き、私はこの98条でもできると考えておりますので、100条付与は反対でございます。

以上です。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

９番、奥本佳史議員。

奥本議員　９番、奥本です。私、この発議第２号に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

特別委員会の中で、私も議会選出の監査委員として早いうちから、これは内部統制に問題があるということを指摘させていただいておりました。今、反対の議員各位の、まだまだ調査できるところがあるという意見ございましたが、結構時間かけました。時間かけた中で、最後の最後、市長から、不思議なことが起こっていると。その過程の中でも、指示しました。指示はされてるけど、確認されてないがゆえにこういうことが起こってると。不思議なことが起こってるんであれば、もっと早いうちから、この半年の時間ありましたんで、もっと率先して調査を行われていくべきであるにもかかわらず、明らかになってないことがあると。やっぱりこれをずっとこのまま続けていってもらちが明かない状況になってると、私、判断しております。ですので、まず１つの理由としては、そこですね。早く終結に持っていかなければならない。

それともう一つ、100条する理由として、前回の委員会で私申し上げましたけども、おかしなとこを調査するのが目的じゃないんです。議員必携にもありますように、この100条権限、議会に調査権が与えられてるというところは、住民の福祉増進のため、適正な事務処理をしているか、その実態や真相を把握して、もし、違法や不適正な事実があれば、その原因を究明して、それを是正、改善する方法、方策が何であるかを見いだして是正、改善させる。そして必要に応じて責任の所在を明確にして、将来を戒め、議会の監視機能と政策機能の発揮に万全を期するためであると。要は、同じことが二度と起こらないようにするために持っていかないといけない。いち早く。そのためにやはりもう100条しかないという、そういう結論でございますので、私は賛成として発言させていただきました。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

５番、西川善浩議員。

西川議員　私は、この発議第２号、物資集積拠点に関する調査特別委員会への100条調査権付与に関する決議について、反対の立場から討論をいたします。

本委員会が設置されて以来、本件に関しては様々な問題点が明らかとなりました。まず、債務負担行為を設定しないまま手続を進めたことについて、過去の慣例を踏襲した結果であったということ。また、対象施設については、アスベスト含有を認識し、建築基準法上の遵法性に疑義があることを把握しながら購入手続を進めたこと。さらに、土地開発公社においても、これらの問題を認識し、理事からも指摘があったにもかかわらず、市職員と公社理事という２つの立場を有する中で市の意向を優先した判断がなされたことなど、一連の経過が

明らかとなりました。

これらを総合すると、市及び土地開発公社において内部統制が十分に機能していたとは言い難く、市長及び副市長による組織全体への統括や指揮命令体制が十分に発揮されなかった結果、職員が適切な判断に迷い、相談、確認できる体制も十分に整備されていなかったことが本件の大きな要因であったと私は考えております。この点については、執行部は真摯に反省をし、二度と同様の事案を発生させないよう、内部統制の強化と再発防止策の徹底に取り組まなければなりません。

一方で、議会としては、本件に係る買戻し予算を全会一致で否決し、議会の監視機能を十分に発揮してまいりました。さらに、議会は決議において、将来に向け、無駄な負債を増やすことなく、市民の皆様からお預かりした貴重な税金を無駄にすることのないよう、当該物件について速やかな処理を強く求めること。また、本市にとって最善の受援体制が構築されるまでの間は、市民の安全・安心を確保するため、公共施設、学校施設、民間工場などとの受援協定を早急に締結することを議会の総意として執行部に求めてまいりました。私は、この決議こそが、今後の議会として優先して取り組むべき方向性であると考えております。

しかし、ここで百条委員会を設置することになれば、議会が全会一致で示したこの決議の実現が後回しとなり、物件の処理や受援体制の整備が停滞するおそれがあります。また、本委員会においても、関係者から参考人として任意で説明を求めることも可能でありましたが、実際には一部の関係者への要請にとどまっており、現時点で任意調査を十分尽くしたとは言い難い状況でございます。そのような中で更に百条委員会という強力な調査権限を行使する必要性については、慎重な検討が必要であると私は考えております。

百条委員会は、地方自治法第100条に基づく極めて強力な調査権限を有し、証言拒否や虚偽証言には刑事罰が科される可能性もあるなど、関係者の名誉や信用、更には心理的負担にも大きな影響を及ぼす制度でございます。そのため伝家の宝刀とも称されるこの権限は、調査目的や必要性が明確であり、ほかの調査手段では真相解明が困難である場合に限って慎重に行使されるべきものであり、安易に用いるべきではありません。

さらに、本議案では約200万円もの予算を要することが見込まれております。限られた財源は、市民生活の向上や安全・安心の確保に資する施策に優先的に活用されるべきであり、その必要性が十分に整理されていない段階で多額の公費を支出することには賛同できません。

そして、私が最も懸念しているのは、総務建設常任委員会において現在進められている、本市にとって最適な受援施設を含めた受援体制の構築や、議会決議に基づく具体的な対応が遅れることです。災害はいつ発生するか分かりません。今、議会と執行部が最優先で取り組むべきことは、市民の生命と財産を守るための受援体制を一日も早く整備し、安心・安全を確保することでございます。

以上の理由から、本発議には賛成できず、反対することを申し上げ、私の討論といたします。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員　私は、発議第２号に賛成の立場から討論をいたします。

今回の調査につきましては、葛城市における事務の不適正な取扱い、これについての調査に関わる問題であります。こうした組織のガバナンスの問題につきましては、地方自治法によりまして、４つのそれぞれの分野でチェックすることになっております。１つは、それこそ、職員さんの市長をトップとする内部統制において、法令規則に従って税の執行を行っていくと。内部統制が１つです。

２つ目は、監査委員。監査委員事務局が、定例監査等を含めて、監査によって適正な事務が執り行われているか検査をして、チェックをしてまいります。議会からも監査委員が出てチェックをしております。

３つ目は、議会によるチェック機能であります。議会が適正な事務処理が行われているかどうかを調査する。そのために与えられた権限が、地方自治法第98条及び第100条の調査権であります。

そして４つ目、最後のとりでとなるのが住民監査請求であります。過去、葛城市におきましては、道の駅の建設事業における不正におきまして住民監査請求が出されたことがあります。行政に対する４つのこうしたチェック機能があるというのは、何より税の執行に関わるからであります。

今回、この問題が、私は、議会が本当に真剣に取り組まなければならないというのは、議会と行政との関係において、この不適正な事務が生じているからであります。土地開発公社に対して先行取得を市が依頼する場合には、議会に対して債務負担行為として予算書を議決した上で初めてできることであります。ところが、議会の最も大きな権限である予算の議決をなしにして、そして先行取得をさせた。そのために先行取得した土地が、議会も買い戻せないと。宙に浮くことになったわけであります。つまり、議会こそが、最も、なぜこうしたことが起きたかということに対して責任を持って調査する。これが我々議員の役割であります。

先ほど来から、調査権98条、100条とありますけれども、第98条につきましては、市長を中心とする行政内部、要は行政事務のことだけしか検査はできません。土地開発公社、これについては、検査もできないし、関係人の調査もできません。これまで98条の調査権を使って丁寧な調査を行ってまいりました。その結果、分かったことが１つあります。それは当初、債務負担行為をせずに先行取得を依頼したのは、これまで葛城市におきましては、議会に対してそうした債務負担行為の議決をしなくても、こうした先行取得をやってきたと、過去の慣例によるということをずっと理事者側は説明されてきたわけですけれども、98条の調査権の中で、実は令和７年７月に、葛城市のほうから奈良県市町村振興課のほうに、土地開発公社の先行取得については、これは債務負担行為が必要かどうか問合せをしているわけであります。そうした問合せをして、いや、それはしなければならないという回答をいただいてるわけです。ところが、その回答がちゃんと市長まで伝わり、あるいは土地開発公社の理事者まで伝わって、本来踏むべき議会に対して、ちゃんと予算書として議決を求めるべき債務負担行為のあるべき手続を結局やらなかった。

なぜやらなかったのか。これについては、それぞれ携わった職員の方を呼んで説明を受けました。しかし、肝腎なところは、それではもう調査ができない。100条調査権で関係人の方を呼ばないと、本当のとこが分からないという段階まで来ております。ここを明らかにしない限り、議会としてなぜ債務負担行為が必要だと、要るということを奈良県のほうから聞いておきながら、やらなかったのか。このことを議会の責任として明らかにしなければ、再発防止を議会として提言することはできません。

内部統制の関係で、職員の方々は、理事者側の方々は、内部統制としてしっかりと内部で調査することが必要でしょう。改善することも必要でしょう。しかし、議会は議会として役割があるし、責任を果たさなければなりません。

以上の理由から、私は、ぜひ、100条を付与する段階に来ているので、この調査権を付与することに賛成したいと思います。

以上です。

増田議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第２号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

増田議長　押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　押し忘れなしと認めます。確定いたします。

賛成多数であります。よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、発議第３号、物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議についてを議題といたします。

なお、本案につきましても委員会提出の議案でございますので、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

８番、吉村始議員。

吉村物資集積拠点に関する調査特別委員長　ただいま議題となりました発議第３号、物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議につきまして、本定例会会期中の９月９日に開催されました本特別委員会におきまして委員会発議とすることが全会一致で決しましたので、本特別委員会を代表いたしまして提案の理由をご説明申し上げます。

本特別委員会は、先ほどの議決により、地方自治法第100条第１項の規定に基づく強力な調査権限を有することとなりました。これにより、より客観的かつ徹底的な真相究明に臨むこととなりますが、この新たな権限と委員会の性質を市民の皆様へより明確に示し、議会と

しての確固たる姿勢を体現するため、現在の物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称を葛城市土地開発公社が先行取得した物資集積拠点に関する調査特別委員会へと変更するものであります。

本名称変更につきましては、事の重大性と今後の真相究明の必要性について全委員が認識を一つにし、特別委員会において、全会一致をもって本日の委員会発議に至ったものであります。

議員各位におかれましては、本決議案の趣旨を深くご理解いただきまして、議員各位のご賛同を賜りますよう強くお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

増田議長　以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第３号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　異議なしと認めます。よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、ペーパーレス会議システム等で配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出をされております。

お諮りをいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方におかれましては、９月１日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められたことに対し厚く御礼を申し上げます。これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、各常任委員会、また予算・決算特別委員会の審査において議員各位から出され

た意見、要望を真摯に受け止められ、葛城市制の執行と令和９年度の予算編成に当たられますよう要望いたしまして、私の閉会のご挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

阿古市長。

阿古市長　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る９月１日に開会されました令和８年第３回葛城市議会定例会が、18日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なる審議を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。

簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

増田議長　以上で令和８年第３回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉　会　午後６時１７分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議会議長　増田　順弘

議会副議長　杉本　訓規

署名議員　木村　　公

署名議員　鷭本　義明